

平成19年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成19年12月11日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
7 番 川口 東洋	8 番 西本 俊吉
9 番 本田 章紘	10 番 田中 良隆
11 番 藤下 茂昭	12 番 中島 一雄
13 番 田中 孝嗣	14 番 中田 幸子
15 番 小島 進	16 番 野並 享子
17 番 小菅 六雄	18 番 鈴木 市朗
19 番 原田 薫	20 番 田中栄太郎
21 番 林 克	22 番 荒川 泰宏
23 番 河野 司	24 番 秦 眞治

不応招議員

なし

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 事 務 局 長	米澤 博	政 策 監	山中 清嗣
総 務 部 長	北口 守	市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二
都市建設部長	島村 平治	環 境 経 済 部 長	山田 和広
教 育 部 長	南 喜代志	ま ち づ くり 政 策 室 次 長	高田 一巳
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	東郷 達雄
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	船橋 登志夫

教育部次長	常諾	眞教	秘書課長	立入	孝次
総務課長	中島	宗七	企画財政課長	佐敷	政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中	重樹	事務局次長	井狩	重則
書記	赤坂	悦男	書記	辻	昭典

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 議第96号から議第114号まで
(野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例他18件)
質疑、常任委員会付託
- 第4 請願第3号から請願第5号まで
(米対策及び品目横断的経営安定対策についての請願他2件)
常任委員会付託
- 第5 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(林 克君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(林 克君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員24名、全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職氏名は、12月4日と同様のため、

配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(林 克君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第16番、野並享子君、第17番、小菅六雄君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(林 克君) 日程第3、議第96号から議第114号まで、野洲市職員の自己啓発等休業に関する条例他18件を一括議題といたします。

まず、議第96号から議第108号までの各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

それでは、まず第17番、小菅六雄君。

○17番(小菅六雄君) おはようございます。それでは、質問いたします。

はじめに、議第97号野洲市発達支援センター条例の制定、及び、関連します103号野洲市ふれあい教育相談センターの条例改正についての質疑であります。

今回、93号の条例制定と103号の条例改正についてであります。いずれもこれらは、現在、教育委員会所管としてふれあい教育相談センターの事業を実施されています。そして、今回、これらの事業のうち、心身の発達支援に関するおやこ教室、早期療育通園事業、また、巡回発達相談などの各事業を健康福祉部に移管し、発達支援センターに位置付け、今回、条例を制定するものであります。

いずれにしても、これらの各事業は、教育委員会と健康福祉部とが、これまでも連携しながら実施されてきたわけでありましたが、そこで、今回、条例上、また体制上、各事業の充実をされるであろうと思われませんが、実際どのように推進されるのかが問題であります。

今回、設置されます発達支援センターは、現在のふれあい教育相談センターと同じところに併設されるそうであり。そして、併設される発達支援センターの事業は、今回提案されています支援センター管理運営規則を見ますと、第7条に規定されているように11の事業を実施します。さらに、そのための体制としては、同じく運営規則の第5条に、「センターに所長、専門職を置く」としています。

そこで、条例上、及び規則上では、今言いましたように、事業なり体制なりは規定していますが、実際どのように事業を推進されるのかが見えてきません。

よって、1つ目に、ふれあい教育相談センター内に設置されるのではないかと思います
が、発達支援センターの設置場所はどこなのか、また、職員配置はどうされるのか。

2つ目に、今回の支援センター設置では、新たな事業として就労支援などが加えられて
いますが、その内容は。

3つ目に、これまで、ふれあい教育相談センターとして実施されてきた事業について、
利用件数、あるいは、この利用件数を学区別に教えていただきたいと思います。

4点目に、以上、全体を踏まえて、現施設で事業の推進が可能なのかも含めてお聞きし
たいと思います。

次に、議第105号国民健康保険条例の一部改正であります。

本条例の主な改正点は、1つ目に、医療費一部負担金について、対象年齢と負担率の改
正であります。

1点目は、被保険者の療養給付に関わる2割負担が、これまでの3歳未満から6歳未満
まで引き上げられます。これはこれで、国が少子化対策、あるいは子育て支援、医療費の
負担軽減について、その対策をとることにつきましては一定評価するものであります。

いずれにしましても、本市の場合は、通院で就学前、入院で中学校卒業まで、市単独施
策として完全無料化を実施しておりますので、今回、国の年齢拡大により、本市の負担軽
減につながるものであります。

今回、3歳未満児から6歳未満児まで拡大されることにより、本市の場合、どれぐらい
軽減されるのかをお聞きしておきたいと思います。

この関連では、市長もご存知のように、滋賀県が財源不足を理由に財政構造改革プログ
ラムを明らかにしました。昨日、申し入れをされたそうでありますが、この件について。

これによりますと、今回、滋賀県は福祉医療助成制度において、これまでの自己負担を
外来500円から1,500円、また、入院で1日1,000円から2,000円に大幅
な負担強化を打ち出しています。このようなことになりましたと、本市が、通院で小学校入
学前まで、また、入院で中学校卒業まで無料化を実施していることを考えますと、市単独
負担持ち出し分が年間約3,300万円も増加いたします。この問題について、子育て支
援、少子化対策にも逆行する県の方向だと思えます。

本市の福祉医療と市財政を守る責任ある市長は県に福祉医療費削減を中止するように、
野洲市としても主張すべきと考えています。これは、直接、質疑ではありませんが、この
際、市長のこの問題に対する認識が問われていることを申し上げておきます。

2点目に、本国保条例の改正では、国の医療保険制度の改正、改悪により70歳から74歳までの医療費負担を現行の1割から2割に引き上げる内容となっています。このような負担増は、来年4月から実施される後期高齢者医療制度とともに、高齢者に際限なく負担増を押し付けるもので、許されないと思います。

1点目に、このような負担増はすべきでないと考えますが、その見解をお聞きいたします。また、この条例改正案で、仮に実施されますと、本市でその対象者が何人になるのかをお聞きしておきたいと思います。

なお、103号につきましては、先ほどの97号とあわせてお聞きしましたので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 皆さん、おはようございます。よろしくお願いたします。

小菅議員の発達支援センター条例等に関します回答をいたしたいと思います。

発達支援センターの設置場所ではありますが、議員のお考えのとおり、現在の教育相談センター内での設置を計画しております。

また、職員配置につきましては、新たに専門職4名体制で予定をしております。

就労支援の内容でございますが、1つ目には、障がいのある人の就労に関する相談に応じ、必要な情報を提供し、そのための情報の収集を行うこととあります。また、就労関係の機関への紹介など、コーディネートを行うとともに、個別のケースについて就労支援ネットワークの形成を行います。以上の事業を就労支援事業業務として実施する計画を予定しております。

ふれあい教育相談センター事業の学区利用者件数についてのお答えでございます。いずれも11月現在の利用者でございますが、早期療育通園事業は合計60人で、野洲学区におきましては21名、祇王学区5名、北野学区18名、三上学区6名、篠原3名、中主学区7名でございます。

おやこ教室は、合計17人で、野洲学区9名、祇王学区3名、北野学区3名、三上、篠原はゼロです。中主学区については2人でございます。

ことばの教室は合計27名でございます。野洲学区9名、祇王学区3名、北野学区2名、三上学区2名、篠原学区はゼロです。中主学区については11人でございます。

適応指導教室は合計 15 人でございます。野洲学区 4 名、祇王学区 4 名、北野学区 3 名、三上学区 1 名、篠原学区 2 名、それから中主学区 1 名でございます。

また、19 年度の巡回発達相談件数は、9 月末で集計しておりますが、6 カ月間で延べ 189 件でございます。

それと、現施設での事業推進が可能かについてでございますが、現在の状況から、当面はふれあい教育相談センター内での設置が適当であると判断しております。理由は、発達支援センターはふれあい教育相談センターと非常に密接な事業を実施することになり、そのために職員の兼務など、両センター内で協力、補完することによって利用者に不安を与え、不自由をおかけすることのないようにすることが必要であるからでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

続きまして、国民健康保険税の一部条例改正についてのご質問にお答えをいたします。

まず 1 点目の、療養給付費の 2 割負担の就学前までの拡大による影響額についてでございますが、これまで本人負担が 3 割負担だった 3 歳から、就学前でございますが、6 歳までのお子様の負担割合が 2 割になるということで、国民健康保険の立場から申し上げますと、この分については療養給付費の負担がふえるということになります。その影響額については、3 歳から 6 歳といった階層分類での過去の医療費の統計が存在しないことから、実績ベースでの算定が難しく、あくまでも想定される単価と該当者数から推計した数値となることをご了承下さい。

まず、本年度の医療費を積算する上で、ゼロから 2 歳の平均的な 1 人当たり医療費に対する 3 歳から 6 歳の医療費については、率にしておおむね 0.51 という換算率が国から示されています。これを用いて、ゼロ歳から 2 歳の実績医療をもとに推計したところ、平成 20 年度の 3 歳から 6 歳の医療費単価は約 11 万程度で、対象となる被保険者数は約 240 人と見込まれ、総医療費は約 2,600 万円となると予測をしております。このうち 1 割が制度改正による影響額となりますので、約 260 万円の負担増となる見込みであります。

次に、70 歳から 74 歳の被保険者のうち、現行 1 割負担の方の負担割合を 2 割に引き上げることに對する見解でございますが、今回の措置は国の医療制度改正の中ですべての保険者に対して実施されるものであり、その是非については市国保としての見解を申し上げますのは差し控えさせていただきます。

なお、本改正による野洲市の対象者数は約 2,000 人と見込んでいます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） それでは、97号と103号について、もう一度お聞きしたいと思えます。

今も言われましたように、これまでのふれあい教育相談センター、そしてまた、今回、支援センターが設置されるわけでありますが、いずれにしましても、センター全体の、市民から見た役割、確かに言われましたように増大していると思えます。同時に、今回、条例改正によりまして、一定、事業なり仕事量も今後ふえると思うのです。先ほど、これまでの利用について説明いただきましたが、ちょっと数字が違うかなと思ったのですが、調べたところによりますと、例えば、現在やっておいでの不登校、いじめ等の相談、これはこころの教育相談ですね、これが前年度が597件、今年度は半期で212件ですか。それと、不登校の児童・生徒の居場所づくり、これは適応指導教室というのですが、これはセンター内でやっただけでないので、昨年度の実績が448で、今年の場合、既に半期で309人ですか、たしか、こうお聞きしたと思うのですが。それと、例えば子ども教室、ことばの発達障がいの指導、これが昨年度が23件で、今年度、先ほどはたしか17件と言われましたか、ちょっと聞いていると、今年半期でもう23名ぐらい行っているとお聞きしたのですが。あるいは、おやこ教室、これも発達育児相談、センター内でやっただけで、昨年度が18回、今年度は半期で10回、それと、訪問活動での巡回発達相談が、前年度が328件で、今年半期で既に326件とお聞きしたと思うのです。

ちょっと数字が合わないところがあるかも知れませんが、このように、さっき言いましたようにセンターとしての役割が増大している中で、一方、施設面で見ますと、早期療育通園事業、これはにこにこ教室というのですね、これは施設のプレイルーム1の部屋でやっただけです。ことば教室というのはプレイルーム2でやっただけです。こころの教育相談、これはカウンセリング室でやっただけです。それと、適応指導教室というのは不登校の居場所づくりですが、それをドリーム教室でやっただけでないので、言いたいのは、事業量も全体にふえてくる、そして、今回、新たな条例を制定されて、併設として進められる中、施設の図面も見せていただきましたが、かなり施設が手狭のように感じるのです。適応指導教室も本当に小さな部屋に思いましたし、本当のところ、当面この施設しかないのかもわからないのですが、今言いましたように事業量も実際ふえ

ている。施設も面積的にも手狭。先ほど、当面いくと言われましたが、今指摘したことも含めていけるのか、改めてお聞きします。

同時に、今後について、新たな施設の方向も含めて考えておいでなのか、それも含めてお聞きしたいと思います。

それと、次に、職員体制ですけれども、たしか現在は正職員が所長以下7人ですね。それと、嘱託職員が2名、臨時職員が8名、全体17名のスタッフだと思うのですが、先ほど答弁がありましたように、加えて4名、たしかこれはケースワーカーなり、保健師なり、心理判定員、就労支援を主にされる4名だと思うのですが、内訳は、今私が言ったその4名でいいのかどうかというのも含めて、先ほど、施設の関係も言いましたが、施設、事務所も含めて手狭だと思うのですが、言いたいのは、事務室も含めて現施設で事業展開の対応ができるのかどうか、改めてもう一度お聞きしておきたいと思います。

それと、国保の関係ですけれども、105号、国の法改正ということで見解を控えたいということではありますが、しからば、国も県も一緒なのですから、昨日も、先ほど言いましたように、市長の参加する市長会は福祉医療の県の削減について県に申し入れられたわけです。言いたいのは、だから、県であろうと、国であろうと、主張すべきことはやっぱり主張すべきだと思うのです。そういう意味で、本当のところ、主張すべきは主張すべきですし、その国の施策について適当なのか、まずいいのか、それはやはり表明する必要があると思うのです。

改めて、約2,000人の方に1割から2割、今日、格差と貧困、所得の低迷、また後期高齢者医療制度が実施されようとしている中でこのように際限なく負担増を押し付ける改正なのですから、見解について、私ははっきりと聞いておきたいと思います。本来なら、そういう市の立場に立って市の施策が市民に行われるべきだと思いますので、改めてお聞きしておきたいと思います。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 小菅議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

発達支援センターの部分の事業の中で、今までやってきた事業との整合性で、この手狭の状態という1つの考え方をどう考えていくのかというようなご質問でございます。

野洲市発達支援センターの整備検討委員会で新たな、いわゆる野洲市発達支援センターシステムのあり方について、これまで協議をさせていただいております。この主要課題には、発達支援センターのハード面の必要性の件と、また、ソフト面の件もお聞かせを願っ

ております。先ほども言いましたように、発達支援センターの事業は、当分の間、現在のふれあい教育センター内で行い、来所者や事業量の動向を見据えて施設の立地場所、規模など施設整備の必要性、センターの開設時に伴います検討委員会におきまして、市民や関係者の意見を聞きながら検討をしておりました。そういった課題を中長期的にも整備検討委員会を残し、その中で議論をしてみたい、このように思っております。

それから、職員数につきましては、現体制につきましては、先ほど申しましたようにケースワーカー、保健師、就労支援ワーカー、心理判定員の4名の新規の部分と、従前、教育部門、福祉部門で配置しております職員数については、一応、20名、それ以外の日雇いの臨時職員もいますけれども、そういった形の20名の中で総合的に補完しながら効率的な運営にしていくということで、この人事体制についても4月の初期までに体制整備をきちっとしていきたいという考え方で進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、国民健康保険税の部分につきましては、そもそも今回の医療制度改革は、医療費が年々増大する中で危機的な状況にある医療保険財政の基盤を建て直し、世界に誇るべき国民皆保険制度を将来にわたり安定的に継続していくために、本来あるべき姿として改正するものと理解をしております。先ほど話がございましたように、県に、その中身の内容についての部分、そういう議論につきましては、市長会やいろんな立場の中で、改善すべきものは提起をさせていただいておりますので、この制度につきましては国が処したことでもありますので、現行の水準の中で市民にとっての負担軽減が図れるようさらに努力をしてみたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

○議長（林 克君） 小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） いずれにしましても、今回、条例を制定されて、来年4月から実施というわけではありますが、初めに言いましたように、不登校、いじめ問題の相談、あるいは不登校児童、また生徒の居場所づくり、発達育児相談等を含めまして、本当に本市にとって重要な施設だと思うのです。合併以前は、たしか旧中主町からも、中主にはなかったのですが、この適応指導教室を利用していたと思うのです。そういう施設でありますので今後適切にしていきたいのですけれども、一定わかるわけですが、それで、もうちょっと1点、2点確認しておきたいのですけれども、さっき、全体で20人体制になると言われましたですか。今が17名で4名ふえると21名になるわけなのですけれども、例えば所長、発達支援センターは所長を置くということになっていますね。これは、ふれあい教

育相談センター所長と併任になるわけですか。併任も含めて全体20人という意味なのでしょうか。そこをちょっと確認しておきたいのと、今言われましたケースワーカーなり、保健師なり、心理判定員、就労支援の職員、これは正職員として配置を予定されているのかどうか、確認を含めてお聞きしておきたいと思います。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） ふれあい教育相談センターと今の部分の職員数については、所長については併任で、効率的な財政運営を求めていきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。（発言する者あり）

基本的にはやっぱり正職という形で併任等で、人事と協議をさせていただいておりますので、これに向かって4月までに努力していきたい、このように思っております。（発言する者あり）

4人の採用につきましては、今現在、嘱託職員と正規の職員がおります。可能な部分は可能なところで対応していきたいと思いますので、今の考え方は、嘱託職員の正規の部分も導入してという考え方ですけど、こういった雇用問題の関係、非常に難しい時代を迎えております。そういったことで、4月までに体制整備で、できるだけ正規の職員が迎えられるように努力してまいりたいと考えております。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） おはようございます。ちょっと補足をさせていただきます。

5つほどの事業を1カ所で合わせて、相対的にふれ相、ふれあい教育相談というような名前で行っているのですが、保護者会の皆さんとトークで話し合いもしました。もちろんこの設置について検討委員会の皆さんともお話をしたのですが、条例は法的な手続でこういう条例を制定しますが、呼び名としてはふれ相一本でいってほしいというのが保護者の願いです。何々支援センターだとか、障がい者どうというよりも、ふれ相という名前が馴染みがあるから一本でやってほしいと。

ここでおっしゃるのは、野洲市方式は全国で一番だとおっしゃるのです。僕は言っていないですよ。保護者の皆さんがおっしゃるのは、例えば早期療育事業、あるいはことばの教室があるわけです。それを一貫してやっているところはないのです。それぞれ設置条例を幾つもつくってばらばらでやっている。そうすると、受ける方の子どもさんの負担が重くなるのです。この事業についてはこの先生、この事業についてはこの先生と変わっていくわけです。我々は、早期療育事業から、今度入りました就労支援まで、同じ人が同じ

状態で支援をしていく、これが非常にいいのだと。これが野洲市方式で、皆から評判がいいのですよと。だから、これを崩してもらっては困りますという言い方なので。だから、今、支援センターを新しくつくっても、その運営の内容は今までどおりにずっとやっぺいこうと。若干、職員を20名ふやすということはあるのですが、中にはやっぱり保健師さんあるいは心理判定員さん、これに社会福祉士、既に職員の中で資格を持っている人がいるのです。だから、正職にするか、嘱託にするかという議論なのですが、できるだけやっぺい正職で補えるところは現在の職員さんで補いながらやっぺいこう、こういう思いで、ですから、4人を増員するということはすべて新採だということではないということだけはお理解いただいております。その方が、今まで行政に携わってもらった方がその効果が出ると、こういうことをごさいますので。

手狭の問題が出たので、確におっしゃるとおりだと思っております。一遍あそこ、事務所だけを増築しました。どうでしょう、場所が変わってもいいのですかと、例えばなかよし交流館、いわゆる障害者スポーツセンターをあそこへ建てて、療育事業ぐらいはあつちはどうでしょうかと言うと、それは困るとおっしゃるのです。やっぱり1カ所にずっ行って、同じ先生に見てもらって、療育だけは向こうへ行く、人も行かなくてはならないということでは困るので。だから、できればの話ですが、今、隣に老人憩の会の事務局がございませぬ。あそこで老人会が活躍していただいている。それとボランティアセンターがあそこに入っています。そういうものを総合的にあの建物の中でうまく譲り合いながら使えば効率が出るのではないかと。おっしゃるように、合併前も療育事業やいろんなことについては中主と一緒に、一部事務組合ではなかったのですが、県の認可をとって一緒にやっぺいまいりました。保護者の皆さんには、場所が変わることについてはやっぱり抵抗があるようです。だから、あの辺でということだと、あれだけの建物の中でということになりますので、できればもう少し効率よくあの建物をみんなで見えればな、こんなふうにも考えておりますので、ちょっと検討課題として置いておきます。

以上、補足申し上げておきます。

○議長（林 克君） 次に、第18番、鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） それでは、議案質疑をさせていただきます。

まず、1点目の第102号野洲市手数料条例の一部を改正する条例でございますが、いわゆるすべての手数料の値上げということで出されておるわけでございますが、基本的な考え方として、まず、手数料の見直し方針の中で、市民が平等、または応益負担した税を

特定の受益者のために使用することは、サービスを受ける人と受けない人がいることを考えた場合、負担の公平性の観点から市民の理解を得ることは困難ですという、まずその基本的な考え方で出しておられますが、これ、200円から300円、それぞれ1.5倍の値上げということでございます。ちなみに、私たち、勉強会の中でいろんな方法を理事者の方から説明を願いましたが、あえて今回、私が質疑をさせていただきますのは、1.5倍という非常に高い率での値上げ、わずか100円といえども、やはり市民にとっては大きいのしかかってくるものだと私は思います。

ちなみに、不公平という言葉がここで書かれておりますが、この証明等については、やはり市民の皆さんが一番多く利用されるものであり、したがって、今、すべての物価が上がっている中で、今なぜこの手数料を見直していかなければならないのか、私は疑問に思うところでございます。

しかるに、手数料の見直しの算定方法の中で1つお伺いいたしますが、建設経費、あるいは減価償却費、そして、減価償却に対する耐用年数、この積算というものはどのように積算されて、今の改正につないでいっておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

そしてなお、また、人件費に係りましては、職員さんの人件費が1分当たり56円、そして、この証明を発行する時間が5分かかるといふ算定です。職員さんの賃金が5分当たり280円ということの説明を願っております。今、一般パート労働者の方においては、1時間800円ぐらいのパートの賃金で働いておる中で、行政としては、その原価計算ということで、基いて出されておりますが、私は、行政サービスの中に原価計算たるものは要らない、あくまでこれは住民サービスの一環としてつないでいくものだと思っております。

原価計算というのは、例えば1つの物をつくる場合にかかった費用を計算して、そして、それを販売する価格を決めるときのもの原価計算と私は理解をしております。ですから、行政サービスにおきましては原価計算たるものは必要でないと思っておりますが、その辺の観点をお伺いいたします。

次に、議第104号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例でございます。

せんだって、私のところに、保護者会の方から今のこの条例改正についてご意見が寄せられました。まず、この条例については、既に皆さん提案されているわけですから、第2条の中で(1)から(5)までが挿入されているのと、例えば10条関係におきましては、今までの10条が12条に新たにつけ加えられております。そうしたものが、今、提案さ

れているわけですが、ある保護者の方からのお話によれば、今回この条例改正にあたって提案されるということについて、何の説明もないということが私のもとに入ってまいりました。

まず、保護者の方のご意見をここで言わせていただきますと、「野洲市放課後児童クラブ運営基準の制定は、行政主導でなく、保護者会が主導で制定したにもかかわらず、各保護者会会長への打診もなく、行政の都合ばかりで変更するのは筋が通っておりません。野洲市のホームページには『住民参加による市政運営』と表面上は格好のいいことばかりを言っていますが、この審議を通すなら、ホームページにある『住民参加による市政運営』の文字も消してほしいものです。我々が野洲市に対して不信感を募らせているのは、なぜ自分たちの都合がいいように物事を押し通すかといったところです。先日も、ある課長に電話したところ、何事も議会で通れば市民は関係ありませんと言っていました。そもそもこのような考え方を浸透させている野洲市行政は本当に不思議な集団のように思います」というようなことが寄せられております。さまざまなことでいえば、保育料の改正についても事前に保護者会会長さんに言っただけで、変更内容詳細のことも知らされていない。また、保育料収入の用途説明もないだけに危惧されるというようなさまざまなことが出ておりますが、私が、今、質疑にさせていただくのは、保護者の、いわゆる100%ご理解を得ようとする、これは大変なのです。どこまで保護者の皆さん方と協議をしながらこの提案をされたのか、それをお聞きしたいと思います。

そしてなおかつ、12条の中で「この条例に定めるものの他、こどもの家の管理及び運営に関し必要な事項は市長が別に定める」ということが出ておりますね。この部分で、必要な事項とはいったい何なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） おはようございます。鈴木議員の1点目の手数料条例の一部を改正する条例のご質問にお答えをいたします。見直しの時期のこと、それから、算定根拠等についてご質問いただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、時期の問題でございますが、この経過を簡単にご説明申し上げます。

昨年8月に行政改革推進委員会から使用料、手数料の額の算定にあたっては原価と料金との対応関係を明確にし、適正な料金に改めることとの提言をいただいております。これを受けまして、財政健全化計画の実行プログラムでは、受益者負担の適正化と増収確保の

項目の中で使用料、手数料の見直しを掲げ、本年9月に提言に沿った見直し方針を策定したところでございます。

この方針に沿って、各所属で各種手数料の原価計算を行った結果、多くの項目で引き上げが必要なものがありましたが、今回の改定にあたっては証明書の交付手数料のみの改定を行うこととしたものでございます。

改定の時期の問題でございますが、社会的にもさまざまな分野で市民負担の増加が懸念される時期であり、そのことに対する配慮の必要性は理解をいたしておりますが、本市の財政状況と、これまでの経緯を踏まえまして、改正を行うこととしたものでございます。

次に、手数料の算定根拠についてでございますが、これまで、手数料の額につきましては、近隣自治体の事例を参考に定めておりましたケースがほとんどであり、算定にあたっては一定のルールをつくる必要があると考えております。

手数料の見直し方針にあります原価、いわゆるコスト計算は、国の方針も踏まえ、手数料の額の算定根拠を明確にすることにより、市民への説明責任を果たそうとするものでございます。

それから、減価償却の件をご指摘いただきました。今回の手数料見直しにつきましては、建物等は計算根拠にございません。手数料の計算といたしましては、人件費、先ほどおっしゃいました処理時間、それから、コピー機、紙の使用料等の計算でございますので、現在の場合、建物償却等は入ってございませんので、その点をご理解をいただきたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 鈴木議員の質問にお答えさせていただきます。

改正内容につきましては、条例改正でございますが、学年ごとに設定していた保育料の額を一律料金とするということと、1回ごとの延長保育料の設定でございます。

保育料の一律料金化については、かねてより議論があったところであり、保育園と違い、年齢ごとの職員配置や保育内容となっていることから、保育園型の料金体系より一律型の方が合理的であるという考え方から、今回、見直しを図るものでございます。

単価の算定にあたっては、費用対効果の観点から、負担割合を見直すことにより、9,000円としたものであり、結果として、近隣市町の制度とほぼ同額となりました。

保育料の改正につきましては、募集を行った際の入所のご案内に「保育料、延長保育料、

減免内容は年度により変更する場合があります」旨の記載を行った他、10月21日に実施した入所説明会において同様の説明をさせていただいております。保護者の皆様にはご理解が得られたものと考えております。

また、勤務の都合で予定の時間に迎えに行くことが急にできなくなった場合の措置として、1回ごとの延長料金を定めたものでございます。時間に遅れた場合、個別対応では保護者間に差が生じているため、公平を期するために本制度を創設するものでございます。

なお、条例改正以外で関係する事項として、おやつ代の別途徴収、減免制度の拡充について規則の改正を行うものでございます。おやつ代につきましては、従来、保育料に含めて徴収をしていたものですが、実費として負担をいただく方がより明確化できるとの理由により、改正を行うものでございます。また、減免の拡充につきましては、一人親家庭、特に所得が低い層に対して保育料の減免を行おうとするものでございます。

また、先ほど、委任事項の中で必要な事項ということで、この分については、今後、予期しない、起こり得る現象が出てくる可能性もあります。そういったことを想定しまして、市長、あるいは先ほど言われましたように、また保護者会とも協議をしながら、よりよい方向性をつくっていきたい、このような考え方でございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、お答えとします。

○議長（林 克君） 鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） まず、手数料条例の一部を改正する項目から再質問に入りたいと思います。

ただいま、部長の方からお答えがございまして、その件につきましては、私たちの勉強会の中で回答をされましたとおりでございます。

今、私たち日本の国では、今まであった恒久減税が廃止され、暫定減税の揮発油税が、また10年延長というような、また、揮発油税がそのままいくということは、既に皆さん方の生活に直結するすべてのものが値上がりという傾向の今の世の中でございます。

そうした中で、行政が、それと歩調を合わせるかのごとく手数料の値上げをしていく。「野洲市市役所、おまえもか」と言われるようなことが、多分、市民の間で起こり得ると思います。やはり時期的に、市民の暮らしの実感をつかんだときに、果たしてこの時期に1.5倍の値上げが妥当なのか、その辺を私は疑問に感じるわけです。

そこで、さまざまな資料を出しておられます。今、部長が、根拠として建設経費減価償

却、そういうものは考えておりませんとおっしゃいましたね。やはり手数料を1.5倍から上げるにしたら、当然、建設経費、減価償却、これを見ていかなければ皆さん納得しないですよ。そういう積算もしないで、ただ1.5倍の額を上げるということは、私は理解ができません。ですから、例えば、今この手数料に関わる建物の建設経費は幾らかかっているのか。また、減価償却にあたっては、今この手数料に関する面積は、どの部分を占めて何平米かかっているのか、その部分に対する減価償却を出していかないとだめでしょう。例えば鉄筋コンクリート造だったら50年、ブロック造だったら41年、鉄骨造だったら38年、木造で24年です。そういうものをきちっと出した上で、住民の皆さんに納得してもらうのが行政としての姿じゃないかなと私は思うわけです。ですから、そういう資料はきちっと、その部分に使う平米数は出しておられると私は確信しておりますので、その辺の説明を願いたいと思います。

次に、こどもの家設置条例でございますが、ただいま、部長からいろいろとご回答をいただきましたが、私が申し上げているのは、会派勉強会でいろいろなこととお聞きした内容を、今、答弁としていただいたわけですが、現実には、保護者会の皆さん方とどのような接点を持たれて、この条例の提案をされたのか、それをお聞きしたいのです。

今、私が申し上げましたように、審議を通すならホームページにある「住民参加による市政運営」の文字も消してほしいということは、皆さん方がそれだけ保護者、いわゆる利用者を見捨ててこの条例を制定されたということが、私のところに入ってきている文言の中で如実に出てくるわけなのです。ですから、条例改正する場合ですと、やはり市民の理解を得ながら提案していただきたいと私は思うわけです。

さまざまなこととおっしゃっております。例えば保育料の収入の使途の説明もない、それから、入所申し込み説明会では、次年度保育料については詳細は不明なまま、段階的に何らかの変更があるとか、さまざまなことが不信として上がってきているわけなのです。ある課長に電話したら、議会さえ通れば、あとはそれでよいというように課長ですらおっしゃっているようなことなのです。ですから、私は、この改正にあたっては、やはり利用者の立場に立った改正を望むところなのです。

料金にしたって、後の延長保育にしたって200円単位、それは行政としてきめの細かい保育料の設定はされているものと私は思うわけですが、ただ残念なのは、その保護者との接点が余りにも希薄だということを思っております。ですから、保護者との接点はどのようにされて、今、提案されているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（林 克君） 総務部次長。

○総務部次長（東郷達雄君） 鈴木議員の1点目の手数料の関係でございますけども、まず、見直し方針で定めております中で、手数料を2つに分類いたしております。

1点目が、資料の方の4ページでございますけども、1件事務処理手数料、これはいわゆる証明書等の手数料でございます。それと、もう一つは、年間事務処理手数料というのがございます。こちらの方は、クリーンセンターで行っております一般廃棄物の搬入手数料、あるいはごみ袋代、そういう算定に用いるものでございますけども、議員ご質問の施設の建設経費、あるいは減価償却を用いますのは、年間事務処理手数料の方を該当させております。したがって、クリーンセンターで年間を通じて専門的にそういう処理を行う施設につきましては、建設経費、あるいは減価償却を行って、それを算定の根拠に用いるという手法をとっておりますので、今回の証明書の交付の手数料につきましては、1件処理でございますので、部長が答弁申し上げました手法でさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 鈴木議員の再質問にお答えさせていただきます。

保護者との接点というものが希薄化されているのと違うか、こういう話ですけれども、保護者会の代表者会議を、この学童保育の運営、いろいろ過去あります諸課題については7月に会議を持たせていただきまして、その中で具体的な事例の中を実務者会議の中で詰めていこうという協議を私ども、教育部長も参加しながら協議をなしたところでございます。

これまで二、三回、実務者会議で協議をさせていただく中において、保育料の部分についても、一応、その差異の部分、そういうものはどうかという議論をさせてもらっております。基本的なことにつきましては、使用料に関しましては、その施策の内容や受益者負担について総合的に判断した上で、行政が主体的に決定すべき事項であると考えています。そういったことで、最終的な判断は、議会運営、行政の判断、それから市民の声、これをどういうふうに接点を持たせていくのかということで、今回、提案をさせていただいた状況でございます。

なお、保護者会の方につきましては、12月15日にこういった保護者会との懇談をしていくということで、15日に予定をしていき、今言われています、担当者の方で十分に説明がいない部分もございますので、私どもが出向きまして説明責任は果たしてま

いりたい、このように思っていますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（林 克君） 鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） まず、手数料の見直しでございますが、提案されている限りは、当然それなりのさまざまな理由があって、きちっとした説明を本来はしていただかないとだめなのですが、私が申し上げております200円から300円、1.5倍の手数料の値上げについては、やはり市民の声を十分反映してから本来提案すべきもので、議会さえ通ればいいというものではございませんので、その辺をよく考えていただきたいと思います。

そしてまた、学童保育の件でございますが、今、部長が答えられたように、やはり利用者の立場、これから少子高齢化時代の中で何が大事かといえ、女性の社会進出、また、男性も含めてですが、さまざまな活躍の場を設けようとするならば、この学童保育所という施設は大きな皆さんの期待があるわけです。そういう意味からいたしましても、やはり利用者の皆さんが納得できる条例であってほしいというのが皆さんの願いなのです。ですから、担当部局の方は、それぞれ大変だと思いますが、一人ひとりの意見に耳を傾けていただいて、よりよい運営にあたってほしいということを私は願っております。

そしてまた、放課後子どもプランですか、それが、来年度から、またその施設、随時入所というさまざまなことが文科省の関係で入ってきておりますが、今の学童保育との整合性はどのように図られていくのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 再々質問にお答えいたします。

放課後子どもプランにつきましては、平成20年度から教育委員会の部の中で、いわゆる放課後子ども教室を開催させていただいております。この中身につきましては、運営委員会で議論をしていただきまして、1番目には、やはり学童の放課後の待機児童、これをどのように解決していくのかということで、このプランの中に生かしながら実施をしております。その成果については、学童保育所の待機の児童関係が大半その教室に通われたということで、大きな成果をいただいております。

平成20年度の申し込みについても、昨年同様に100名程度の者が超過しているという状況でございます。これにつきましても、引き続き、試行の中でよりよい放課後プランを制定しながら、いわゆる中身についてもそういった運営委員会で諮りながら課題解決の一助となるように努力してまいりたい、このように思っておりますので、よろしく願いたいと思います。

以上、お答えとします。

○議長（林 克君） 次に、第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 議第102号野洲市手数料条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

法律などによって証明書の添付が決められておりまして、市に発行をしてもらわなければならないものばかりであります。受益を受けると言われていますが、すべて受益を受ける場合だけではございません。また、この間、事務の合理化を図る目的で電算処理が行われ、自動交付機も導入されてきました。

今回の手数料見直しにあたって積算根拠を出されています。考え方として、受益負担の原則や負担の公平がうたわれておりますが、一律負担というのは低所得者ほど重い負担になります。机上の論議だけで数字をはじくと、公平に見えるが、実は不公平というような状況になってしまいます。この点をどのように認識されているのか。今回の提案がされたことに関してお尋ねいたします。さらに、今回、1.5倍の引き上げが提案されていますが、今後、人件費が上がれば、さらに引き上げられるということになります。

職員の給与が手数料に大きな影響を与えるというこの積算根拠は、職員の給与を下げれば引き下げることができるというような逆の発想も起こってくる問題が発生するのではないのでしょうか。この点をどのように考えておられるのか、見解を求めます。

また、今回の引き上げにより、幾らの増収を見込まれているのか、お尋ねをいたします。

議第104号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について質問いたします。

今回の改正は、4月から機構改革により、学童を教育委員会に所管することからの改定も行われていますが、大きな点は保育料の改定であります。一律9,000円の保育料にするということで、おやつ代1,200円を合わせて、1年生は800円に引き下げになりますが、2年生で200円、3年生で1,200円、4年生以上は2,200円の引き上げとなります。会派説明会で、増収になるのではないかと質問しましたが、ほとんど変わらないという答弁でした。しかし、2年生以上が値上げとなるということは増収になると考えますが、幾らの増収になるのか、まずお尋ねいたします。

延長時間の保育料を、月額から1回当たりも利用できるように変更されますが、30分で200円という時間単価をどのように管理、掌握されるのでしょうか。

月1,000円や2,000円ということで徴収しているときは、少々の時間延長も大目に見ておられたと思います。しかし、今回の改正で30分単位の利用料というのは、タ

イムレコーダーでも導入されるのでしょうか。お尋ねいたします。

近隣に合わせたということですが、条例改正をする前にまずしなければならない問題があるのではないのでしょうか。保護者に対して入所説明会の際、野洲市放課後児童クラブ運営基準というものをお渡ししておられると思います。これは、野洲市のホームページからも検索すれば出ます。この基準の5のところの「事業の管理・運営に関するもの」の11項目のところに、意識調査の実施を年1回以上行って、その結果を運営協議会で報告し、その後の運営に生かすとなっていますが、平成18年10月1日に作成されてから1年経ちますが、一度も意識調査はされていないようにお聞きいたします。

今回の条例改正で、おやつ代を別にとることや、時間単位の保育料も利用可能にする改定など大きく変える場合は、それらも含めて管理・運営に関して意識調査をすべきではないのでしょうか。この点をどのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

また、今年から待機児童の解消のため、季節子ども教室が行われています。夏休みが終わり、冬休み、春休みと今後続けられると思いますが、そもそも学童保育を希望しながら、入れないから長期休暇のみを放課後子どもプランで行うということは問題のすり替えであります。

「学童保育は、小学校区ごとに将来にわたる利用需要を考慮し、必要な数を設置する」ということは、先ほど言いました野洲市放課後児童クラブ運営基準に書かれております。希望者が入れないなら、必要な数が足りないということでもあります。また、放課後子どもプランでは、1学童保育所が70人以上の場合、補助金を出さないということが、これは文科省の方から方針として出されておりますので、それまでに対応しなければなりません。

祇王第一こどもの家の1階、2階で行われている学童を2単位にするのは無理があります。また、北野こどもの家や中主こどもの家を2単位にするには、それぞれ課題があります。このような問題をどのように解決されるのか、お尋ねをいたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 野並議員の、議第102号野洲市手数料条例の一部を改正する条例に関するご質問にお答えをいたします。

まず、受益者負担の関係につきましては、地方自治法第227条では、普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができることと定まっております。手数料については、特定の受益者に対する負担と考えておきまして、税金をサービスの財源に多く投入すると、逆に不公平感が生じると言えると考えております。

なお、法律で証明書の添付が義務付けられており、その中でも補助的要素の強いものにつきましては、手数料条例に基づく免除規定を適用しているところでございます。

また、原価計算に職員の人件費を含めることについてのご質問でございますが、原価計算は、基本的に人件費を含むものでありますが、中でも手数料は役務の提供に対する料金でございます。役務の提供は人件費が基本になる性質のサービスであると考えております。

なお、人件費の算定にあたりましては、一般行政職の平均給与額を採用しており、中でも職員手当については扶養手当、住居手当、通勤手当及び期末勤勉手当の平均額を採用し、職場によって条件の異なる手当や共済組合費、退職手当組合負担金は除外をいたしております。したがって、人件費の算定にあたっては、手数料の見直しを行う時期によって大きく変動することはないと認識をいたしております。

最後に、増収見込み額につきましては、直近の証明書交付等の件数に当てはめますと、市民課関係で約500万円、税務課関係では約100万円、合計で600万円程度を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 野並議員の、こどもの家条例に関します条例の質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の、一律9,000円の保育料のことで、幾ら増収になるかというご質問でございます。20年度の申し込みで、平成19年度と20年度を比較して影響額を算出しますと、約450万と見込んでおります。

用途につきましては、おやつ代の徴収、事務費などの経費、あるいは一般財源として整理をさせてもらったということで、1万1,000円、1万円、9,000円、8,000円で、単純平均では9,000円という、近隣の動向と同様でございます。

2点目の、30分単位の延長保育料をどのように管理されるのかについてでございますが、延長保育料の徴収については、勤務の都合で急に予定の時間に迎えに行くことができなくなった場合と、現在の規定では、たとえ1回でも1カ月単位の申し込みを適用せざるを得ず、不満や不公平感が生じております。この点を解消するために制定するものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

なお、時間の管理につきましては、毎日、お迎え時には確認台帳を記入していただいて

おりますので、これにより実施する予定でございます。

続きまして、意識調査についてでございますが、放課後児童クラブ運営基準にあります意識調査につきましては、運営主体は、運営改善の資料とするため、保護者に対して実施するものでありますので、指定管理協定の中で指定管理者において実施することとしておりますので、その面に関しましては実施をしていなかったということで、指導、助言を含めてしてまいりたいと考えております。

学童保育所の運営・管理につきましては、その必要性が認められた場合において実施していただくようにしております。保育料の改定など、本件のような場合については、保護者の意見を聞くというよりは、行政により主体的に決定していく必要がある、このような事項と考えております。しかしながら、先ほど言われましたように、保護者の意見も参酌しながら共通理解をしていきたいな、このようにとらえております。

それから、保育料を改正することについて、先ほども申しましたが、20年度の入所ご案内に、保育料、延長保育料、減免内容は年度に変更する場合があります旨の記載を行っている他、10月21日に実施しました入所説明会においても、行政において検討を行う旨の説明をさせていただいたところでございますので、ご報告させていただきます。

学童保育所を希望しながら入れないから放課後子どもプランで行うということの問題のすり替えというご意見でございますが、平成20年度の申し込みにあたっては、放課後子ども教室の形が定まっていない状況の中で、学童保育所の受け付けを実施しなければならないことになったため、結果的には全員が学童保育に申し込みをされる状況となりました。今後は、学童保育所、放課後子ども教室、それぞれの事業の明確化に努めていきたいと思っております。その中で、学童保育所の必要性や定員においても変わっていくことと思われまので、現段階では放課後子ども教室の安定的な運営に向けて、全力を挙げて取り組みたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

70人定員の対応については、基本的には国の要綱に合わせていく考えでございますが、22年の施行を見据えて、対応策を講じてまいりたい、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 第1点目の手数料条例の問題ですが、今、平均給与額を適用したということで、この積算根拠を見てみますと、1分当たり56円、上のところに給料全部から241日割る8時間割る60分というので、これを逆算で全部掛けていきますと、

給与が年間64万8,080円なのです。これが野洲市の給与の平均適用額という形になってくるわけですが、結局は大きな部分ですよ。自動交付機やらを導入し、人件費の軽減を図り、事務の合理化をしてきたはずなのです。そういう中で、300円のうち280円が人件費で、物件費というところが26円7銭ですね。今、カラーコピーは50円のできるのです。

そういう意味において、積算根拠の中で人件費の割合をこれだけ大きくとっていったら、今、市の職員の中で、住民課の中もいっぱい嘱託の方もおられるのではないのですか、いろんな意味で、こういった平均給与額を適用という形でなると、人件費を上げれば手数料が上がっていきますね。こういう連動をしたようなとり方を持つてくるといのは、非常に住民サイドにとったら、税金を納めているではないかと。それを受益ということで手数料に適用していくというところが、やはり、先ほど言いましたように、一律の手数料というのは低所得者に重い負担になるということを認識されているのかどうか、わずか100円上げるのではないかという思いが行政の中にあるのと違うだろうか。草津に比べたらちょっと安いよというふうな思いがあるのではないか。

そういう意味で、やはり住民サイドに手数料のこの計算式を出されたら、皆さん、「そんな形で手数料が出ているのか」ということでびっくりされるのではないのでしょうか。納めた税金をもっときちっとみんなが受益するところに還元をしていただくという意味で、公共料金や、こういった手数料というものは低く抑えていくというのが当たり前だというふうに思うのですが、基本的な考え方で、もう一度、見解を求めたいと思います。

こどもの家の問題ですが、450万円増収になると。おやつ代の人件費を含めてということで、結局、各学童保育でおやつ代をそれぞれ保護者が持つていく、子どもが持つていくというふうな、現金を学童で取り扱うという形をとられるのかどうか、これはちょっと確認を今しておきたいと思うのですが、今、保育料は全部、多分振り込みになっていると思うのです。煩雑なお金をさわらなくてもよくなって、本当に指導員の方々はほっとされていると思うのですが、北野は定員で100人からいますから、その子どもたちの一人ひとり、おやつ代が入っているかどうかというのを指導員に実務として入れていくというのは非常な労力が要ると思うのですが、この点の確認を今しておきたいと思います。

それと、条例を改正する前にまずしなければならないのではないかとということで、これはホームページから検索ができます。それで、プリントしました。この中の「児童クラブの基準設定にあたり」ということで書かれている中の一番後ろの方に、意識調査の実施に

ついてということで、今、指定管理者が行うことだから指導しますと言われましたが、もう既にこれ、今、議案として出ているのですよ。こういうふうな大きな問題を改定していくのだったら、当然、年1回以上の意識調査を実施するということを、まず行って、ニーズがどこにあるのかということを知って、その問題を今回の条例改正でも盛り込むような、それが普通なのと違うのですか。それは指定管理者のやっていないことだから私らは知りませんで、保育料に関しては行政が主体的に決めますって、これは全然かみ合うところがありませんよ。どこでかみ合わすのですか。

せっかくいいものをつくって、保護者の方は、いつ意識調査をしてくれるのだろうなということまで待っておられたのです。そういうことをせずにこんなことをやったら、本当に不信感になるのです。結局、指定管理者という形で投げ出した結果がこういう形であらわれたということでしょう。指定管理者制度という形が本当に行政と連携して行われているのだったら、今、私がこんな問題を言う必要はないのです。行政の責任があるのと違いますか。

ここの基準の中に、いろいろ設備の部分もあります。玄関はどうする、生活室はどうする、プレイルームはどうするとか、備品はどういうふうなものを入れるとか、いろんな形でずっと細かく規定がされております。その法則に関するものということで、待機児童についてや、規模、職員の配置、施設の整備についてというところで、学童保育施設は、小学校区ごとに、将来にわたる利用者需要を考慮し、必要な数を設置するという形になっているわけですから、当然、利用者の需要が増大しているわけですね。先ほど鈴木議員の、20年度の申し込みで定員に対して100人超過しているということなのですから、当然、皆さんは、季節子ども教室ではなく、この学童保育を申し込まれたのですよね。そうしたら、この100人の利用者がおられるのですから、必要な数を設置するという形になっているわけですから、当然、新たな場所を確保していくという、そういうことをしなければならぬのではないのでしょうか、それが入所申し込みにあたっての基準という形で書かれているのですから。

これも、指定管理者だから社協の責任だと言われるのですか。どういうふうに認識をしておられるのでしょうか。

季節子ども教室に通わせたいと思われる方が季節子ども教室に通われるというのは、それはそれでいいのです、納得して申し込まれるのですから。けども、学童に入りたいということで申し込まれた方を季節子ども教室の夏休み、冬休み、春休みと長期でやるから、

それでおおむねよかったとあって、今、部長はおっしゃいましたよね。だから問題のすり替えだというのですよ。全然、話が合わないのです。この公に出されている、誰でも全国、世界中からも見られます、検索できるのですから。これが野洲の基準なのです。公に公開された基準に対してどう責任を持っていかれるのか、もう一度この点をお尋ねいたします。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

再開を10時45分といたします。

（午前10時30分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部次長。

○総務部次長（東郷達雄君） 野並議員の再質問の中の手数料条例の関係でございますが、部長の方が答弁申し上げましたように、手数料は特定の者に対する役務の提供、いわゆる一個人の要求に基づきまして、主としてその者の利益のために行う事務の提供でございます。そういった意味で、役務の提供には人件費が基本になる性質のサービスであると考えております。

また、手数料という中での手数という字のごとく、手間的な要素の強いサービスであると考えております。特定の利益を受ける市民に対しまして、人件費に対する応分の負担をいただくことは、ひいては他のサービス、特に社会一般に還元される事業や、基礎的かつ必需的なサービスにその増収を振り向ける、あるいは、それらのサービスに係ります市民負担を軽減することができるものと思っております。

それから、人件費の関係でございますが、野並議員からございましたように、平均給与額の年額は648万8,000円を基礎として算定いたしております。なお、5分の標準に置きかえますと、1件事務処理単価は280円となっております。また、過去3年間を見ましても、平成17年度が、平均給与額が657万円、18年度が660万円となっております。人件費の算定にあたりましては、手数料の見直しの時期によって大きく変動することはないというふうに現時点では考えております。

それと、国の方でも、法定受託事務に関しましても普通交付税の単位費用の積算に用いられています職員等の給与費の統一単価というのをを用いて算定をいたしております。

それから、今回、改正いたします証明書の交付手数料につきましては、特に住民票を例に挙げますと、算定結果では376円となっております。現行と比較しますと176円

の改定、引き上げということになるわけでございますけども、それを近隣とのバランス等も考慮しまして300円に抑制させていただいたというものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 野並議員の再質問にお答えさせていただきます。

おやつ代についてでございますが、これは現金で取り扱うのかということでございます。

このことにつきましては、現在、保育料振り込みという1つの形態をとらせていただいております。おやつ代については別途徴収でございますが、振り込みによって安全対策を講じていきたいと考えております。ここにつきましても、社会福祉協議会あるいは保護者会の方にも、1つの方策の中で安全対策面を含めまして、振り込みというような形で協議をさせてもらっていきたいなど、このように思っております。

それから、放課後子どもクラブの運営基準についてでございますが、この基準につきましては、平成18年度の10月に策定をしたものでございます。その後、国の方で放課後プランということが示されましたので、この形に基づきまして、運営基準にはよりよい形を求めていきたい、野洲方式のバージョンも考えてはどうか、このように今現在は考えております。必要があれば見直すことが考えられることから、そういった面で整備を図ってまいりたい、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） まず、学童保育について非常にご熱心な議論をしていただいて感謝申し上げますのですが、ちょっと基本的なことを申し上げておきたいと思えます。

保護者会の皆さんといろいろとお話をした中で、我々も、やっぱりここまで踏み切って取り組んできた経過があるのです。だから、私は常々申し上げますように、学童保育はやっぱり1、2、3学年まで。あとは放課後子ども教室、あるいは居場所づくりです。学童保育と放課後教室とは連携と補完をということなのです。だから、我々はやっぱり学童保育というものは3学年でやめて、あとは放課後の居場所づくりで子どもさんを預かっていこうと。

だから、学童保育についても、定数を530人にふやしました。ところが、今でもやっぱり114名からの待機者が出ているということなのです。学童保育として申し込みをした人が学童保育へ入れない、放課後教室と。これは補完と連携の中でうまくやれば、子ど

もさんを預かることには問題がないのですが、私が思うのには、5年、6年と成長してきた子どもさんを、保護者も含めて、地域も含めて、やっぱり留守番もできるような育て方もしていかないといけないのではないかと。これは学校の先生とお話し合いをしました、どうでしょうと。やっぱりそういうふうに教育することも肝心だと。だから、それ以上に、いろんな事情がある場合はお預かりをして、行政が子どもさんを育てていくのだという責任はあっても、やはり保護者たる皆さんの子どもを育てる技量も必要ではないか。だから、留守番のできるような子どもさんもつくっていかないといけないのではないかと。こんな話が出ておりました。私もそう思いますので。その辺でいかないと、今、250日ですか、預かって取り組みをしています、国はもっと基準をおろしますよ。だから、その辺をもっとしっかりと見極めて、学童保育。

ただ、私は、3年生から4年に上がった途端に家が留守になって帰るところがない、妹、弟は学童保育へ行けると。こういう事態が旧野洲町時代にあったのです。だから、それはかわいそうだなと、4年、5年と上げて行って6年まで行ったのです。そういう経過があることは皆さんもご承知をいただいていると思うのです。だけど、それをきちっとした制度の中できちっとした位置付けをするなら、私は学童保育は3学年でやめる。はっきりしないといけないと思うのです。預からないとは言わないのですよ。4年生、5年生、6年生については、それなりのやっぱり連携と補完を図っていかないといけない、こういうふうに思います。

それと、鈴木議員さんのおっしゃったように、保護者会との接点、これは、我々も努力して保護者とお出会いして話をしているのですよ。なかなか接点は見つけれられないのです、やっぱりそれぞれの立場で要求もありましょうし。しかし、それを「はいはい」と言っておったら、言うなれば、小学校の半分ぐらいの教室をもう一遍建て直さないといけないぐらいな実態になってまいります。その辺は十分に、学校も、家庭も、我々行政も、地域も、みんなが一体になって子どもを育てていくという気持ちになって取り組まなければならないのではないかな、こんなふうにも思います。だから、その辺は、基本だけのご理解をいただいております。

それと、手数料の問題、いろいろと説明を申し上げますとおりでございますが、平成元年から両町とも上げていないのです。18年間同じ金額で来ているのです。鈴木議員がおっしゃるように、原価計算して建物の償却から機械の償却をずっとやったらもっと高くなるのと違いますか。そんな感じがします、18年間そのまま来たという経過も

ありますので、財政健全化計画の中でもそういうものについては位置付けをしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、補足をしておきます。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 手数料の問題で、もう一度質問させていただきますが、平均給与額647万8,000円、先ほど私が言いました。これは正職の平均給与額になっているのでしょうか。私、別に臨時・嘱託をどんどん進めよというふうな認識は毛頭持っておりませんが、現実、臨時・嘱託も含めて人件費を割れば、今、野洲の平均給与額はいったい幾らになるのでしょうか。この金額を教えてください。

こどもの家条例の問題で、おやつ代を振り込みにしていただくということだと指導員の負担はかからないと思いますが、先ほど言われた、やはり450万円増収ということですから、それだけ保護者の負担がふえるということであろうかと思えます。

今、市長が、1、2、3学年は学童で、4、5、6は放課後の居場所づくりということをおっしゃいましたが、来年4月から教育委員会所管ですね。そうしたら、今の季節子ども教室というのは、放課後の居場所づくりとして、毎日、学童のように保育体制をとられるのかどうか、ここを明らかにしていただきたいと思います。同じような季節子ども教室ならば、連携と補完というふうな問題は全然当てはまりません。

今、市長が留守番できる子にということをおっしゃいました。世の中がもっと平和で安心できるような、かぎをかけなくても大丈夫な、そういう時代と今は違うのです。女の子を一人家に置いておくというのは、今、集団下校で帰ってくる、お母さんたちが家におられる方がいいけども、遠くに働きに行っている親にとって、4年生、5年生、6年生が家で留守番ができるというふうな、したいと思っても親が安心してられない。それが今の社会状況ですね。それは地域ぐるみと言われても、その地域におられる方々が四六時中、町内を巡回するわけにもいきませんし、やはり働く両親が安心して働き続けられるようにということで学童保育所というのは出発しているのです。そうしたら、そういうことを教育委員会がされるならば、市長の言われた放課後の居場所づくり、連携と補完というのがぴったり合うと思うのですが、この部分、来年4月からどういうふうにするのか、まずそういうところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（林 克君） 総務部次長。

○総務部次長（東郷達雄君） 野並議員の手数料の条例の改正の関係で、臨時・嘱託職員

も含めて人件費を算定してはというご意見でございますけども、実務上、こちらの算定はいたしておりません。参考までに、現在、窓口の受け付けは臨時職員等で対応するケースもございますが、実際の事務処理、電算をたたいて事務処理を行っておりますのは正職でございますので、正職の平均給与額を基礎といたしております。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） ただいまの野並議員の再々質問にお答えを申し上げますが、毎日、保育体制をとられるのか、来年度からはどうか、こういうふうなお話ですが、今のところ、申し込み状況等を見ておりますと、平成20年4月1日から通年の保育が必要となる学校が2校あると予想をいたしておりますので、先ほど、市長の方からご回答申し上げましたように、補完と連携をきちっとやりながら、そうした体制がとっていけるようにやっていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 次に、議第109号から議第114号までの各議案に対する質疑を行います。議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

それでは、第1番、三和郁子君。

○1番（三和郁子君） 議第109号平成19年度野洲市一般会計補正予算、款の6の農林水産業費、項の2林業費、目、林業総務費の補正工事請負費、404万6,000円についてお伺いいたします。この工事請負費は、里山保全により自然環境や琵琶湖の再生を図る施策推進のため、大篠原地先にトイレ新設予算措置と認識しております。1,000万円を超えるトイレ施設は相当立派なものと想像されますが、山の中か、山のふもとなのか、そんな場所での立派なトイレのイメージが浮かびません。そのような中で「予算を承認して下さい」では血税を使う金銭感覚に危機感を抱きます。

この観点から、①トイレ設置の理由、②当初予算637万6,000円に対し404万6,000円、63.4%と大幅な上乗せ補正の根拠についてお伺いいたします。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの三和議員のご質問にお答えいたします。

1点目の、今回、大篠原地先に設置します新設トイレの設置の理由についてのご質問にお答えをします。

本市の森林保全は、市民参加のもと、協働で推進しております。今回、トイレ設置を計画したのは、大篠原森林組合、小堤生産森林組合等の森林保全活動を行うためや、青

年会議所主催の子どもキャンプとして、また、漁民の森づくり事業に参加する方々等が市民参加の里山づくりに参加していただくための条件整備として、年間を通し、利用していただけるようにトイレの整備が必要となったものでございます。

2点目の、当初予算637万6,000円に対し404万6,000円の補正の根拠についてのご質問にお答えいたします。ご承知のとおり、トイレの設置場所につきましては、山の中でございます。特に自然環境に十分配慮したトイレが最適との判断に立ちまして、放流水を再利用する方式を採用しました。そのための費用も含めまして増額するものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 三和郁子君。

○1番（三和郁子君） このような建設案件の提案の場合、今回に限ったことではありませんが、往々にして概要の説明と必要経費総額の提示ぐらいで、そして、詳細な説明を受けることはまれにしかありません。それで、この案件においても、どのような施設仕様で、施設はどんな姿なのか、さらにその場所の特定すら、今、山の中とおっしゃいましたけども、そういう特定すら、ちょっと今の説明では理解できません。

そこで、もう少し説明をお願いしたいのですが、設置場所の地番、そして地図、施設仕様書、施設スケッチ、それらの開示の上、もう少し詳細に説明をお願いいたします。

関連してですけども、工事請負費、当初予算で637万6,000円のこの施設と、そして、今度補正されました予算、総額ですが1,044万2,000円の、この両者の施設仕様、これもあわせて提示の上、説明をお願いいたします。

今の仕様でいけば、年間の維持管理費はどのぐらいになるとお考えでしょうか。そして、このトイレは、年間どのような使い方、今言われた3点でしたか、里山保全に対して子どもたちというような説明が今ございましたが、その使用頻度、どのようになるのか、その点についても、3点ほどお願いいたします。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの三和議員の再質問にお答えいたします。

まず、施設位置、それから施設概要についてご説明いたします。（発言する者あり）

失礼しました。地図につきましては、後ほど配らせていただきます。申しわけないのですが、まず口頭で説明させていただきますと、大笹原の村田製作所のわきのところを上ってまいりまして、大笹原神社を越えまして、光善寺川の左岸沿いに上っていきますと岩蔵

寺がございます。その岩蔵寺のあたりで左に折れまして、光善寺川の源流の方に上っていったところがございます、その山合いのところに建設を予定してございます。地番については、ちょっと後ほどご報告したいと思います。

それから、構造につきましてですけれども、これも図面がございますので、後ほど配らせていただこうと思っておりますが、まず上屋の方でございますが、約2.2メートル四方の四角形でございます、そこに基本的に多目的用の便器を1つ、男性用の便器を1つ、それから、手洗いを1カ所置くような形の構造になってございます。それから、上屋といたしましては、ポンプ、ブローの置き場が2メートル・1メートルの大きさでありますので、大体4メートル四方に近い上屋のものが見えるというふうに思っただけだと思います。

今回、多分ご懸念の費用につきましてですが、通常、下水道につながるものと大きく違いますのは、今回の場合、地下に処理施設を設けます。といいますのは、ここまで下水道が来ておりませんで、また、山間でありますので、できるだけそこでほとんど処理できるというようなものにしたいと考えてございます。ですので、上屋が、先ほど言いましたように2.2メートル四方でございますが、その地下に埋設するものにつきましては、大体幅が2メートル、長さが7メートル程度のかかなり大きな槽状のものを入れます。その中に嫌気槽、それから抜気槽等の処理施設もつくりますし、それから、処理が終わりました水を一時ためておくところもつくります。といいますのは、ここは水の便も不自由でございますので、そのためた水を、また循環利用して、いわゆる上水、下水の間の中水と言われているものですが、その中水を利用して、このトイレを水洗として使えるような形にしております。そういった構造でございますので、地下の埋設物が、先ほど申しましたようにかなり大きゅうございます。また、その深さも、構造物自身の長さだけで2.3メートルほどございますので、ちょうど人が立って手を伸ばしたぐらいになるかと思いますが、その程度の規模のものが地下に埋設されるということでございます。

これによりまして、現場でほぼ独立的に処理を行うことができると考えてございます。

維持管理費につきましては、ちょっと今、手元に資料がございませんので、後ほどまた、お金の面を申し上げたいと思っておりますが、基本的にはブロー等の電気代、それから、年に1度、やはり若干の汚泥がたまりますので、その引き抜きがございます。通常のし尿浄化槽よりもはるかに少ない量でございますが、そういったことを考えてございます。

今申しました資料が手元に届きましたので申し上げます。

電気代が5万4,000円、それから汚泥処理が2万3,000円、保守点検費用が6万円、機器の更新を若干3万円ほど見ておきまして、合計で年間17万円ほどかかるというふうを考えてございます。

それから、地番につきましてですが、後先になって恐縮ですが、大篠原の2615番地ということでご報告いたします。

それから、使い方の頻度でございますが、これは先ほど申しましたように、基本的に、市民の方に使っていただこうと考えてございます。先ほど申しましたのは主に行政の関わったイベントでございまして、それ以外にも、自主的な市民活動にぜひ大きく使っていただきたいというふうを考えてございます。

それから、具体的な頻度については、日常的に使っていただくということで、具体的に何回というような回数は想定してございませんが、処理の施設能力としては、1日に50名ほどの利用を処理できる能力を持たせたいということで、先ほどの大きさの設計にしてございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 三和郁子君。

○1番（三和郁子君） 最後の質問なのですが、仕様書等については、先ほどちょっと遠くから見せていただきましたけど、はっきりわかりませんので、また、全議員に配付していただくようお願いしておきます。

それで、私も、これは里山保全のためですので、どういうトイレがいいのかちょっと調べて見ました。インターネットで検索し、プリントしたのですが、里山保全は、自然環境や琵琶湖にとって、再生のために本当に大切なことだと思っております。行政として、その施策のフォローとなるトイレの施設の充実に反対するものではありません。しかし、利用頻度、使用目的を考えれば、これだけのお金をかけて立派なトイレを常設しなければならないのか、これは少々疑問があります。

このようなことから、常設は最小限、そして、必要なときはリースで調達するという折衷型を私は提言させていただきます。常設には男性用便器と洋式便器が併設された1室の男女共用仮設タイプですね。

これは、平成17年度設置の富士山頂の環境省直轄の公衆トイレというのをインターネットで検索させてもらったのですが、私の検索を含めた中での調査で、富士山のトイレの問題で実証実験に供された、あるメーカーのところにお電話をさせていただきました。

バイオトイレを例に挙げますと、価格は処理能力により値段は違いますが、262万から347万円とおっしゃっていました。あるいは、同じくバイオタイプで、男女別々の2部屋連結、ログハウスタイプですね、これが630万円ぐらいというふうにお聞きいたしました。そのうちの1基のみ常設しますと、イベント開設時などのときにたくさんの方が来られるときは必要なだけ仮設トイレを調達する。このようにすれば初期投資が少なくて済むと思うのです。利用者の多い少ないに関係なく、私はカバーできると思いますし、維持費も安くなり効果的だと思いますが、いかがですか。

市長も常々申されております、市民満足度の高い考え方、これが市長が常々申されておられる考え方ではないでしょうか。

500万円前後の資金節約ができれば、現在、老朽化した学校施設整備等に回すことができますよね。今、どの学校施設も本当に老朽化して、さびが生えたり、扉がかたくて子どもたちがあけられない。門扉等につきましても、先生たちが無理してあけて傷を負っている等々、そういう問題をたくさん聞いております。

こういうことから考えまして、私はトイレの設置に反対するものではありませんが、考え方によっては、このようなバイオトイレタイプを使えばいかがかというふうに思います。これは、北海道大学の大学院教授の寺沢先生が資源化エコバイオトイレを推薦しております。多分、部長もこういうバイオトイレ等々については調べておられるとは思いますが、こういう件についてどうなのでしょう。本当に安くいけるのです。後から資源化ができるのです。

バイオトイレの特徴なのですけども、水を使わない、くみ取りは不要、臭気の発生がない、ふん尿が資源化されるという、後、肥料になるのです。環境を守るために、これは生ごみを大切な資源としてリサイクルできるというふうに、こういうトイレ施設も実際に富士山頂の環境省の直轄公衆トイレで実施済みです。こういうところなんかも、部長、検討されたんでしょうか。今バイオトイレについては何らの説明もありませんでしたが、本当にこれでいけば、後は肥料になって、有効活用、また自然に戻すことができるのです。こういうことをかんがみますと、本当に値段も安くいけますし、それ、1,000万強もするトイレ施設をしようと、今、補正を組まれましたけども、その残ったお金はもっと有効活用できるはずですよ。安くてこういう自然に、環境に優しいトイレができるのです。もう一度、そこのところをお尋ねいたします。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの三和議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

バイオトイレを使ってはどうかということでご質問をいただきました。

バイオトイレ、大変魅力的でございます。金額的には、私ども、今回つくるトイレも地下施設は600万ほどでございますのでそれほど遜色ないかと思いますが、バイオトイレにつきましては、おがくずと有機物を攪拌して、その結果として堆肥化していくということですから非常に自然にいいものでございますので、まずそこが魅力的だというふうに考えてございまして、検討はさせていただきます。

しかしながら、バイオトイレにつきましては、処理量が、少量なものが一定というのがある程度制約になってございまして、例えば連続して能力以上にそういった有機物が入っていくと、分解し切れない汚泥がたまって、悪臭が発生して、菌床といいます、おがくずの交換も、通常、半年に1回ぐらいで済むわけですが、それもしょっちゅう、しかもこの交換というのは人力が基本でございますので、人力でしょっちゅう交換しないといけないということになり得るといことがございますので、今回の場合、ご質問の中でもございましたが、イベントでの使用も考えてございますので、日常的な利使用も考えてございますので、多様な使用に対応できるかと言われますと、ちょっとバイオトイレはかなり不安があるということございまして、今回の、いわゆる通常の集落排水施設のもっと小さい、ミニ版みたいな形なのですが、そういった形で、要は運転の仕方でいろいろ対応できるものをさせていただいたということがございます。

ただ、バイオトイレにつきましては、一番のメリットは、今回は何とか車が入れるところでの設置なのですが、本当に車が入れない、先ほどご指摘のありました富士山頂みたいなところだと、先ほど言いましたように、人力でやりますので車両等が必要ないということがございますので、そういった場所での設置につきましては、バイオトイレというのは引き続き有効な方法であるかと思っております。

今回の場合は、使い方、それから、何とか車が入れるところでありまして、先ほど申しました処理方式を採用させていただいてございます。

あと、経費につきましては、先ほどの説明の補足をしておきますと、維持管理につきましては、地元の活動団体さんなり、地元でメンテナンス等々をしていただくと。費用についても、役所ではなくて地元で見ていただくということで、現在のところ、考えてございます。

それから、有効活用につきましては、まさにおっしゃるとおりでございますが、私どもとしては、こういったトイレを1,000万かけてつくるということについてはさまざまな議論がございました。といいますのは、林地でございますから、1,000万というお金というのは大金でございますから、例えば土地を買おうと思うと、1,000万だとそもそも莫大な量の土地が買えますし、植林につきましても、今、私どもが補助させていただいているのは年間数十万ということでございますから、まさにトイレ1個でその20年分ぐらいになるような規模になります。そういった中で、本当にこの1,000万かけるトイレが必要なのかという議論はあるところでございますが、私どもといたしましては、まさに単に木を植えればいいのか、誰かが世話をすればいいということではなくて、まさに市民の方々に親しんでいただいて、また、自ら参加していただいて、それを進めるというのが非常に大事じゃないかと思っております。

例えば、先ごろも漁民の森づくりというイベントを、こことはちょっと場所が違いますが、開催されていましたが、それも、誰が植えても木は一緒だという話ではなくて、そういった活動をすることで、山から海に、まさに野洲市とつながっておるまちでございまして、そのつながりを自分として実感するということもございますし、そこに参加するということで、自らそういう環境に対する意識を高めていくという効果もあるかと思えます。また、山の方の人と海の人が交流することで、お互いの生活というものがどういうふうに関連しているのかというのを、ますます深く理解が進むのではないかというふうに考えていますので、単に木を植えるとか、山の手入れというだけではなくて、もっとここからいろんな活動に広がっていくのではないかということをご期待しておりますので、そういった面も含めて、このトイレをつくっていかうということで、今、考えていることとございます。何分その辺、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 次に、第9番、本田章紘君。

○9番（本田章紘君） 議第109号平成19年度一般会計補正予算（第2号）について質問いたします。

先に質問された議員と重なる部分もございしますが、通告どおり質問させていただきます。

款6農林水産業費中、項2林業費、目1林業総務費中の工事請負費404万6,000円について、次の内容に質問いたします。

当初予算で大篠原地先のトイレ建設費用として、設計管理委託料205万円、工事請負

費 6 3 7 万 6 , 0 0 0 円、合計 9 0 7 万 2 , 0 0 0 円が計上されています。今回の補正予算で、設計管理委託料マイナス 7 6 万 5 , 0 0 0 円、工事請負費において 4 0 4 万 6 , 0 0 0 円が増額されて、トイレの建設費用の総額は 1 , 2 3 5 万 3 , 0 0 0 円となります。

まず第 1 点目、当初予算におけるトイレ建設費用としても金額が過大であると考えます。設計は、今日においては既に完了しているのではないかと判断できることから、当初予算の段階における仕様と、現在の仕様の違い、その根拠を図面または仕様等の提示によって詳細に説明願います。

2 番目、財政の厳しい中で、多額の費用をかけてトイレを建設する場所と、その必然性の根拠を改めて説明願います。

3 番目、このトイレを必要とし、利用するであろうとする根拠の説明を求めます。すなわち、ここの場所の年間の利用者、また、現状から予測する数値的な人数の根拠を説明願います。

4 番目、建設を予定している地点と、現在、公共下水道が布設されている場所までの最も近い距離はどのぐらいなのか、お尋ねいたします。

5 番目、過去に建設されたトイレの総費用と、単位面積当たりの単価についてお尋ねいたします。すなわち、野洲川河川公園の庭内にございますトイレ、和田地先の公園に設置されたトイレ、御上神社の駐車場にあるトイレ、あわせて、今回、計画分の単位面積当たりの単価についてお尋ねいたします。

以上です。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの本田議員のご質問にお答えいたします。

重なってのお答えになるところもあるかと思いますが、ご承知いただければと思います。

まず 1 点目の、このトイレ整備の当初と現段階との違いについてのご質問にお答えいたします。

この事業につきましては、里山づくりに市民が参加しやすくするための施設整備につきまして、県の補助金の枠内で整備する予定として当初予算を組んでございます。しかしながら、委託設計の結果、環境保全に配慮した施設機能を図るために必要となったものでございます。

2 点目の、建設場所と必要性についてであります。

大篠原森林組合、小堤生産森林組合等の森林保全活動を行うためや、青年会議所主催の

子どもキャンプとして、また、漁民の森づくり事業に参加する方々などが市民参加の里山づくりに参加していただくための条件整備として、年間を通し、利用できるようにトイレの整備が必要となったものでございます。

3点目の、トイレの利用状況についてであります。現在、漁民の森事業の参加者は120人、古道ハイキング36人の他、森林生産組合等の活動により多数利用されておりますが、総利用人数は把握しておりません。

4点目の、今回の計画場所と公共下水道施設との距離でございますが、約1.2キロメートルでございます。

5点目の、既に整備済みのトイレの費用についてのご質問でございますが、まず河川公園のトイレの建設費用は約1,700万円でございます。1平方メートル当たりの単価は約49万円でございます。和田地先のトイレの建築費用は約960万円で、1平方メートル当たりの単価は約27万円です。それから、御上神社のトイレの建築費用は約2,000万円で、1平方メートル当たりの単価は約28万円でございます。

なお、今回のトイレは、いわゆる上屋といいますか、建築、それから地下埋設となりまず汚泥処理施設の費用を合わせまして1,042万2,000円を計上させていただいております。1平方メートル当たりの単価につきましては53万6,901円となります。

これにつきましては、上屋のみを比較のために計算いたしますと、ポンプ、ブローの置き場が約2平方メートルでございますので、これを付け加えて計算いたしますと、1平方メートル当たりの単価としましては、上屋のみですと約19万円となります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 本田章紘君。

○9番（本田章紘君） まず、建設を予定されている場所は、多分、このチラシに出ている大篠原地先の公園で、今、利用されている部分だろうと。ここのトーテムポールがある近くに建設されると聞いているわけですが、こういった施設を利用される方々が山の中にトイレがあるからという形で入られる方は非常に少ない。むしろほとんどないと言っているのではないかと。また、他の場所においても、当施設はトイレがございませんと。そこで、今、何が進められているかというのと、携帯トイレというのを携行して下さいと。こういったことが、環境を破壊しないために全国的に展開されている環境活動なのです。当然、富士山も同様です。周辺の日本の山々も一緒でございます。

そういった中において、今回、利用する方々のすぐ近くに建設するから多額の費用が要

るのだと。これは市民の皆さんの理解を得るには非常に乏しい論法であるなど。なぜならば、御上神社の近くにありますがトイレを利用して、三上山に登られます。登る前に、皆さん、すべて、排せつされて登られるわけです。それから2時間、3時間、三上山を楽しまれるわけです。その間はトイレはないわけです。

だとすると、先ほど公共下水道の一番近くまで1.2キロ。としますと、この公共下水道のあるところ、入り口に建設して、これ以降はトイレがございませんというPRをしていくことの方が、環境を子どもたちや利用される方々に、また、ここで活動されているNPO団体の方々の訴えとしては最も妥当な理由付けになるのではないかと。なぜこの中に建設しなきゃいけないのか。そこのところについては非常に論拠が乏しい。このように思います。

また、先ほど申された処理槽は、どうやら合併浄化槽かなど。もしくは、これに付随するような施設なのかなという思いで聞いておりました。

今、富士山や伊吹山、そして、多分これから計画されるかもわかりませんが、先ごろの市長会等で県に要望されている比良山や周辺の山々にトイレ建設をという要望も、こういつた中で考えますと、バイオトイレの推進になっていくのか。これは後々の管理が非常に少なくなくて済むわけです。負担が少なくなくて済む。

私、山を好きでよく登っておりますが、仲間のみんなも、実はバイオトイレの促進に協力しております。富士山で建設したバイオトイレも、2平米で300万ほどでつくっていただきました。伊吹山は相当大的な施設でございますので、これは相当多額の費用がかかります。ただし、その後は有料トイレとしてご負担いただいている、このような利用状況にあります。

バイオトイレの平均的な平米当たり単価はどれぐらいで建設できるのか。これはざっとした金額ですが、ある一定の使用条件を付けてはじいたところ、上屋を含めて1平米約150万から200万ぐらいで建設できるというのが今の現状である。というのは、標準化されていっておりますので、特に特段の設計を必要ともしないわけです。チップに何をを使うか、こういったことの判断で変わってくるだけでございます。

そうしますと、今回、提案されているのは、設計管理費用だけでも約150万ほどかかっているわけです。これは、業者としてはそれだけのお金を取るからにはぜいたくな仕様になるのは当然だろうと。それだけの手間隙をかけた建築をしていかねばならないというのが、今回のトイレを算出した根拠になっているのではないかと。このように判断するので

す。

もっともっとそういう標準的なものを含めた仕様の見直し、場所の選定についても同様でございます。こういったことについて、改めて検討されることを提案したいわけですが、それについての見解をお尋ねいたします。

先ほど、今回のトイレが平米当たり53万と申されました。いったいどういう算出根拠かなど。建物そのものは約5平米ほどですね。利用される建物の平米数は5平米。それで、1,200万を超える金額をかけるにあたって、どうして53万というような数字が出てくるのか。単純に割りますと、1,200万を5平米で割りますと、平米当たり240万ほどになるのではないのでしょうか。数値のまやかしなのかなど。再度、確認したいと思えます。

それから、利用者ですが、確かにこういったいろんな行事をされているときは、ここに報告されている内容でも110人ほどの方々が入っていらっしゃいます。子どもが60人、大人が50人。これはほんの瞬間なのです。日常的に、毎日どれぐらいの方が利用されているかといったら、大変少ないであろうし、ほとんど管理のために入られるNPOの方々が中心であろう。ということになりますと、多額の費用をかけて整備することよりは、先ほどの議員の方もおっしゃられたように、イベントのときはそれなりの対応をしていくのだと。車が入るのでしたら移動トイレで十分なのです。1日2万円ほどで済むわけです。

そんなことを考えていかないと、この建設費用の中に県の特定財源を800万ほど出していただけるとしても、県の財政も、やはり我々の貴重な税金なのです。県だからいいというのではないのです。県費だからいいのだ、これは間違いです。県費であっても、我々はやっぱりこの厳しい財政状況の中ですから削減していく、こういった活動をしていかなければならない。

そういった観点から考えますと、もう一度、このトイレについては仕様、場所を含めて見直していただきたい。その見解についてお尋ねいたします。

それから、利用者数について、1日当たり本当にどれぐらいの方が利用されるか。そこで、本当にバイオトイレではカバーできないのか。もっと細かい検討をしていただかねばならないと思うのですが、この件について、再度お尋ねいたします。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの本田議員のご質問にお答えいたします。

まず、トイレ、いろいろなやり方があるのですけれども、携帯のトイレのお話をいただ

きました。最近では、犬の散歩でも袋を持って付いて回るぐらいですから、人間もトイレを持ち歩きということだと思います。これは実際に可能でございまして、ご指摘のとおり、各種イベントで使われております。かく言う私も、前、田植えのイベントで使わせていただきました。携帯のトイレを用意しておきまして、皆さんにお配りする。トイレをする場所につきましては、女性もいらっしゃるからです、テントか何かを張りまして、その中でしていただくと。山に入って、使ったものは残さず持って帰ってもらうと。だから、基本的に、ごみの持ち帰りと同じでトイレの持ち帰りというふうに考えていただければ結構かと思えます。

ただ、私、いわゆる田んぼの学校というもので使わせていただいたのですが、この場合、かなり山間の田んぼでございまして、しかも人力でやるのに丸1日かかるような田植え、それから稲刈りのときでございました。ですから、通常、山に2時間ほど入っていただくというときにはこういったことはしないのでございますが、そのときには用意させていただきました。

その体験を踏まえて申し上げますと、これはなかなかハードルが高い。言うなれば、その活動のときには、かなりコアな、熱心な方々、例えば東京から千葉の方へ田植えに行くような方々の集まりでございまして、そういった場合には十分活用できるかと思えます。また、先ほど言われましたが、富士山や、いわゆる何とか岳、そういった著名な山に登る方、こういう方については十分こういう意識を持っておられますし、なお人のごみまで持って帰られるような方々が多うございますから、その場合には十分それは実用になりますし、合理的なことだと思います。しかしながら、先ほど来申し上げておりますが、今回の場合、私ども、すぐ市民の生活している場にすごく近い山として、里山としてここを使っていきたいというふうに考えてございまして、行かれる方は必ずトイレ持参でお願いしますと、また、その活動のたびにテントを張り、またテントを畳み、テントを張り、テントを畳みといったことをするというのは、少しハードルが高いかなというふうに考えてございます。私どもとしては、ぜひ常設のトイレを設置して、市民の方が気楽に「今日は天気がいいな。よし、ちょっと行って活動をしようか」というぐらいのつもりで行っていただければというふうに考えておる次第でございます。

それから、設計の費用につきまして、150万というご指摘がありましたのですが、これにつきましては、今回の補正で減額させていただいておりますが、入札で73万5,000円となりましたので、ご報告申し上げます。

それから、トイレの面積当たりの費用につきまして、その確認のご質問があったかと思えますけれども、これについて詳細をご説明させていただきますと、上屋につきましては、先ほど申し上げましたとおり、大体2メートル四方ぐらいでございますので、上屋の設置面積は4.96平方メートルでございます。それから、フロアや、そういったものがその上屋のわきに付きますので、これの設置面積が2.1平方メートルでございます。それから、地下に埋設いたします槽が、先ほどご説明申し上げておりますが、約14.4平方メートルでございます。合計いたしまして、建築の面積といたしましては21.49平方メートルとなります。このうち、フロアやモーターのところをちょっと除きまして、19.4平方メートルで建築費用の約1,000万を割りますと53万でございますということでございます。

それから、先ほど、上屋のみ、例えば他の処理場は下水道につなげておりますものから、下部構造がそれほど大きくございませんので、上屋のみの比較といたしますと、上屋と、さっきのフロアのところの設置面積で上屋の建設費の400万を割りますと、単価が約19万ということで、先ほどの19万という数字を申しました。以上で金額の説明は終わります。

それから、使い方について、バイオトイレを活用したやり方でいかがかというふうなご提案をいただきました。これにつきましては、先ほど来申し上げておりますが、確かにそういった考え方も成り立つかと思えますが、私どもとしましては、市民の方が使っていただくということを考えまして、特に、今まで来られなかった方、市民の方をここにお招きして、来ていただきたいということから、今回、このトイレにしたいというふうにご検討させていただきます。その辺、ご理解をいただきたいと考えてございます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 暫時休憩。

（午前11時48分 休憩）

（午前11時48分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○環境経済部長（山田和広君） 場所の変更でございますけれども、公共下水道が近くに来ておところは、先ほど1.2キロメートルというご説明をいたしました。具体的には、岩蔵寺までは来ておりませんで、その下の集落のところまで来てございます。いろいろ比較検討する中で、確かにこちらから使えないかということもございまして、例えば、位置

はそのままで、下水道を引っ張ってきますと約6,400万ほど多分かかるだろうというふうに考えています。今、本田議員の言われましたように、じゃ、トイレをそっちへ持っていったらどうかということはあるのですが、確かにトイレを持っていきますと、管路の費用は要りませんし、基本的に、先ほど申しました上屋と、下部構造はごく簡単なもので済みますので、大幅に、金額的には約半分になるのは確かでございますが、ただ、先ほど申しましたように、山の方に市民の方を呼び込んでいくというねらいからすると、逆に後退になってしまいますので、私どもとしては、やはりできるだけ奥の、皆さんに来ていただけたところにトイレを設置したいという考えでございます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 本田章紘君。

○9番（本田章紘君） 例えば希望が丘で、ゲートを入りますとすぐトイレがございます。大きな芝生ランドがあります。それから、ジャングルジム等があります。いろんな遊戯場があります。ここの距離というのはどれぐらいか、お考えになったことはありますか。

それから、野洲川河川公園、庭内のトイレがございます。そこからグラウンドゴルフで楽しまれる高齢者の皆様が数多く利用される場所まで、距離はどれぐらいございますか。

1. 2キロと申されました。それぐらいの距離は歩いていただきましょうよ。それが自然に親しみ、活動する原点だと。こんなことがなぜ市民の皆さんに訴えられないのかなと。トイレがあるからそこに行くよというのは、ほとんどいらっしゃらないと思います。その施設に魅力があるから行くわけです。ここで活動されるNPO団体の皆さんは、当然、環境ということを最重点に考えていらっしゃる団体であろう、このように推察するわけです。そういった活動の延長上に、なぜそんなことができないのかなと。総額1,200万もかけてトイレを建設することの是非について、本当に自分がお金を出すという感覚で考えていただかねばならないだろう。

規模についても、日常的に入られる方々が本当にどれぐらいなのかと把握させずに、50人槽のトイレを建設するのだと。これは暴挙としか考えられないのです。もっと理論で考えながら政策を展開していただきたいなと。

今回の補正予算、すべて一般財源ですよ。一般財源総額が500万を超えるわけです。先の当初予算で100万計上しておりますから、この関連予算で500万も一般財源から出していく。半分で済んだとしたら、当然のことながら県の財源の範囲内です。これはもってのほかではありませんか。もう一度、場所の選定をし直していただく。村田製作所さ

んの横を通るのであれば、そこまでは下水管は来ているはずなのです。もっと近いはずなのです。後々の管理費用も要らずに、周辺で、もっと下で活動される皆さんも利用できる公衆トイレそのものの必然性は認めます。場所の選定であるとか、そこに建設する費用の総額であるとか、いま一度考えていただかねばならないだろうと。

私たちの周りにはいっぱい公園があります。どこの公園にもトイレはないのが普通ではないですか。もっと多くの皆さんが活動されています。もっとトイレが欲しいという声があります。ここ1カ所に1,200万や300万を投入するよりは、むしろそういった公園に整備をしていくことを進める方が、市民の皆さんに対する行政の進め方ではないかなと。このことについては、市長、一度ご見解をお尋ねしたいと思いますし、環境経済部長の方には、場所の選定は改めて検討していただくことをお願いしたいと思うのですが、それについて再度の答弁をお願いいたします。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの本田議員の再々質問にお答えいたします。

まず、場所について、もう少し考えてはどうかという話がございました。これは、場所を移動すると、先ほど申しましたように、費用が相当安く済むだろうということから言われているのだと思います。ですが、先ほどもお答えしましたけれども、市民の方に山に入ってもらって、山の活動をご支援いただくという考え方のもとにつくるものでございます。その際に、山に入っていくための拠点となるところに今回つくろうとするものでございますので、先ほど公園とかと比較をされましたけれども、ああいった平場ではございませんで、あくまで山に入っていく入り口のところに設けたいということで考えてございます。つまり、トイレのところが拠点となって、そこからさらに山の方へ入るといふふうなお考えをいただければと思います。ですから、私どもとしては、山に入ったところにトイレを設置したいということで、そこから先の方に、まだ入っていくということでご理解いただければと思います。

それから、規模につきましては、確かに具体的に、これを年間何人使うというようなことは想定しておりませんが、今、あそこで行われているイベントのキャパシティーを考慮しまして、その容量をオーバーするということは、その分、処理能力をオーバーしたものであるのはどこに行くわけでもなくて、そのまま処理できずに残るということでございますから、一定の処理能力が要るということで考えて50人というふうに決めさせていただいたところでございます。

以上、ちょっと繰り返しになりましたけども、ご説明とさせていただきます。

○議長（林 克君） 環境経済部次長。

○環境経済部次長（竹内睦夫君） 今回の補正なのですけども、単独費といたしましては328万1,000円というふうなことで、今回のトイレに係る費用のうち787万6,000円を県が創設しました森林税、これの補助というふうな形で県民参加の里山づくり補助事業というふうな形で県より補助をいただくことになっております。補足させていただきます。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） ちょっと補足ですけれど、山へ入られたことありますか、失礼な言い方だけど。（発言する者あり）

ちょっと待って下さい。あれは便所だけをとらまえて議論をいただくので、そういう結果になるのですよ。高い安い、何でこの便所を採択したかは部長が答えたとおりののですが、県の林務課で取り組んでいただいている里山保全、全体的に林道を付けていただいて、そして、大篠原、小堤の森林組合と取り組みをいただいて、里山づくりでいろんな経費を県が投じて林道も整備をしてくれました。全体の事業の中での便所の位置ですから、これは小堤の集落が使うとかそういう便所でしたら、もっとおろしたらよろしいのですが、全体の事業の中での、事業の名前もちょっとはっきりわかっていないのですが、そういうことで、簡単に便所をこっちへ持ってこい、こっちへ持ってこいという議論をいただくのですが、これはそういうものではないのです。ただ、林道その他のいわゆる里山保全としての施策は県の施策でやっていってくれますけど、どうもこの便所だけは野洲市が建てるよということになったと思うのです。だから、県の補助金が付いた、こういうことです。

だから、その辺で、おっしゃる意味はよくわかりますけど、そういう関連の中でできた便所だと。こういう位置付けをしてもらわないと、ちょっと我々としまして、そしたら場所を変えましょうかというわけにはいかない、こういうふうに思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（林 克君） 以上で、通告による議案質疑は終結いたしました。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。関連質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 克君） ないようですので、これをもって関連質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

再開を13時0分といたします。

(午後12時00分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○議長(林 克君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております議第96号から議第114号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第4)

○議長(林 克君) 日程4、請願第3号から請願第5号まで、米対策及び品目横断的経営安定対策について、請願他2件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております請願第3号から請願第5号までの各議案は、会議規則第92条第1項の規定に基づき、請願文書表のとおり環境経済建設常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第5)

○議長(林 克君) これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次、質問を許します。その順序は一般質問一覧表のとおりです。質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第12番、中島一雄君。

○12番(中島一雄君) 第12番、中島一雄でございます。

私は、環境政策における循環型社会の構築についての質問をさせていただきます。

21世紀の環境都市を目指して、地球温暖化政策は、京都議定書の削減目標達成に向け、いろいろな機関が動き始めているが、実際には年々悪化しているのが現状であります。このことから、国はもとより、地方の果たす役割はますます大きくなり、中でも地方独自の工夫が大きく注目されています。本市でも同じような配慮や施策が必要であることは言うまでもありません。本格的な対策をとらなければ、地球環境は危機的状況への道をたどる危険性があり、それを回避できるか否か、今、私たちが生きている21世紀前半は、その分岐点になるであろうと指摘されています。

さて、本市の環境政策は、環境問題の最大の要因であるエネルギーを中心軸に据えつつ、循環型社会の仕組みをつくっていくものと理解しています。その代表的なものが「すまい

る市」など地産地消と自然エネルギーの普及を組み合わせた「楽²エコ・トライ」になるが、市民の多くの方がそれに参加され、野洲市民の環境意識の高さと実行力を改めて実感しています。また、その仕組みについて、各地から多くの議員や市民、行政が視察に来られています。このことから、その先見性や独自性に一定の評価をしています。下記の3問の質問についてお伺いいたします。

①改めて、この仕組みと特徴と成果、そして、今後の支援策、あるいは方向についてお伺いいたします。

②「すまいる市」の成果の1つである太陽光発電相当額はどういう扱いになっているのか、お伺いします。

③以前、地球温暖化対策の質問の中で温水プールの木質チップボイラーの導入の件で、当時、既存の重油ボイラーの耐用年数も過ぎていることから、導入に向けて早急に検討するとの答弁があり、私自身、里山の活性化や街路樹剪定枝等の廃棄物循環などに大きな効果が出てくるものと期待を寄せていました。しかし、その後の進展はなく、現温水プールのボイラーは最近まで故障し、市民の皆様方に多大のご迷惑をおかけいたしました。今後の対応や展望をお伺いいたします。

以上です。

○議長（林 克君） 政策監。

○政策監（山中清嗣君） 中島議員の環境政策における循環型社会の構築についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、「すまいる市」についてですが、この取り組みは地産地消の促進と自然エネルギーの普及を目的とした活動で、平成12年の新エネルギービジョンの策定時にその仕組みのベースができ、さまざまな社会実験を経て、現在では、市民のコミュニティービジネスとして駅前に拠点をつくられるに至っています。

仕組みの概要は、1,000円で地域通貨すまいる1,100円相当の交換から始まるわけですが、地域通貨すまいるの利用は、加盟店での割り引きに使うことができ、通常よりお得な買い物ができます。一方、地域通貨の売り上げ分は、太陽光発電設備に全額投資されますので、化石燃料の削減につながるようになります。したがって、経済と環境という対立的なものを、地域通貨すまいるを介在させることで、その両立を図っていることが大きな特徴になります。

このように、市民の日常の消費行動の中にこのシステムを組み入れることで、環境貢献

が自然な形ででき、さらに地域の内需拡大を促進させ、それが物流による省エネルギーにもつながるものと考えております。

成果としましては、太陽光発電については約5キロワットの設備で、近い将来にもう1基できるものと聞いております。この取り組みが始まったことで、個人住宅の太陽光発電の設置件数の伸びなど、自然エネルギーに関する普及啓発に大きな役割を果たしていると思います。また、農産物や水産物の売れ行きも伸び、加盟店同士が連携するなど、商品の新たな開発にもつながってきていると聞いております。

今後は、高齢化社会を迎える中で交通弱者等がふえることは明らかで、こうした活動を積極的にまちづくりに生かし、地域密着型で安心した消費ができるよう、そのシステムづくりを支援するとともに、新たな商品開発も応援してまいりたいと考えております。

次に、「楽²エコ・トライ」についてですが、この取り組みは、より多くの市民が環境実践活動に参加できるよう、ネーミングのとおり「楽に楽しく」ということを基本にしたものです。

特徴の1つは、1人当たり500円のモニター料を支払うこと、そして2つ目は、その原資が企業からも出ているということです。

成果としては、昨年で約1,000人、今年度は1,800人の参加人数で、実績的にも、取り組まれたグループのリサイクル率が1.5倍になったり、廃食油回収量の増加も見られました。また、このモニター結果は、次なる改善に向けて、政策形成的にも、市民の環境実践にも大いに参考となるものとなっています。また、グループが得たお金は自らの活動費に充てられることから、地域活動の活性化にもつながっております。

今後については、来年度が第1段階の3年目にあたりますことから、来年度も含め、その実績を踏まえつつ、市民の環境実践活動の成果を企業が買い取るという排出権取引の野洲版としてシステムを検討し、野洲市独自の環境マネジメントシステムとして、野洲版地域ISOを研究してまいりたいと考えております。

2点目の太陽光発電における発電料は、現在のところ、当該施設に入っていることから、一定のルールをつくり、その発電相当量をお返ししたいと考えております。

3点目の温水プールの木質チップボイラー導入の件であります。まず最初に、市民の皆さんに多大なるご迷惑をおかけしましたことを、この場をおかりしまして深くおわび申し上げます。

10月25日から臨時休業させていただいたわけですが、早急な対応として、重油ボイ

ラーの取り替えにより、今月の1日から再開することができました。

ご承知のとおり、体育館、温水プールは本市の公共施設で一番多くのエネルギーを消費しています。このことから、二酸化炭素の排出抑制面からも、温水プールの熱源を既存の重油ボイラーと併用する形で木質チップボイラーの来年度導入に向けて検討しております。

議員ご指摘のとおり、この導入は、里山保全活動の芽をさらに大きくできるとともに、街路樹剪定枝等の廃棄物循環に有効な手段になり得るものと考えております。将来的には重油ボイラーがバックアップのみのボイラーとなるように里山保全活動等を注視していき、大幅な二酸化炭素の排出削減に向けて努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、「すまいる市」の発電料についてですが、何年か経過していることもありますが、早急に対応する必要があると思いますが、今年度分はどうするのか、お伺いしておきます。

次に、「楽²エコ・トライ」についてですが、楽に楽しく、市民が参加する排出権取引的な仕組みを含んだ野洲版の地域ISOをつくり上げていただきたいと思えます。また、企業がすまいる券の購入をした場合など、二酸化炭素減分としてこの仕組みに取り入れることとお互いのメリットにもつながると思えますので、検討をお願いしておきたいということ再度お願いしておきます。

次に、木質チップボイラーの導入については、健康づくりのためのプールにあって、その熱源がそれを脅かす重油であることから、その使用をできる限り少なくすることが賢明だと思っております。こうしたわかりやすい具体策が市民へのPRになり、今後の環境対策にプラスに働くものと思えます。今回、前向きな回答をいただきました。ぜひ早急導入をしていただきたい。

また、こうした森林環境の有効利用をはじめ、他にもできる限りの資源活用を促進していく必要があると思われませんが、どう考えておられるのかをお伺いしておきます。

以上です。

○議長（林 克君） 政策監。

○政策監（山中清嗣君） 中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、「すまいる市」の発電料についてですが、何年も経過していることに早急に対応する必要がある、今年度はどうされるのかというご質問でございますけれども、発電料につい

ては、今年度当初から末までの発電実績を把握し、その相当分を来年度に交付したいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

また、「楽²エコ・トライ」については、議員ご指摘のとおり、さらなる発展に向け、一層努力してまいりたいと考えておりますので、一つよろしくお願いいたします。

もう一点の、森林資源についてのご質問でございますが、森林資源については、小学校の机やイス、琵琶湖保全への利用、竹炭を生かした環境対策、また、まきストーブの普及などを促進し、木質チップの供給をふやしていきたいと思っております。

また、廃食油や食物残渣、それから琵琶湖の藻類や外来魚など、野洲市に潜在するさまざまな資源を洗い出し、その可能性を探り、有効活用に努めてまいりたいと考えておりますので、一つよろしくお願いいたします。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） それでは、再々質問をさせていただきます。

「すまいる市」など、こうした市民の小さな芽を育てていくことが大切でありまして、市民の努力が無駄にならないよう、お願いしておきます。

さて、地域通貨券の売り上げ分を太陽光発電に投入されることから、それ自体の購入が二酸化炭素の削減に寄与することになると思います。1冊分だけの効果は小さいですが、多くの方が利用されることで、その効果は大きくなると思います。このことから、現在、まちの駅構想を進められていると思いますが、「すまいる市」などのシステムを生かし、そのネットワークづくりをすれば、経済的にも、環境的にもさらに拡大すると思いますが、その点を伺っておきたいと思っております。また、市役所の職員の率先購入はもちろんのこと、審議委員会などの委員報酬の一部に利用するのもよいと思っておりますが、その点もどうか伺っておきたいと思っております。

連日のように、テレビ等で地球温暖化の報道がされております。私たち野洲市民は、森林資源の活用をはじめ、野洲の自然や特徴を最大限に生かして、循環型の社会づくりを目指して、後世に必ず花開く展開をもってバランスのとれた21世紀型の社会を目指して、環境先進自治体としての野洲市のまちづくりを推進していただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 政策監。

○政策監（山中清嗣君） 中島議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の地域通貨すまいるの流通拡大についてですが、議員が言われるとおり、地域通貨すまいるは二酸化炭素削減券とも言えます。この効果を試算しますと、現在、太陽光発電は1キロワット当たり70万円くらいですから、すまいる券1冊、1,000円でございますけど、買っていただきますと炭素換算で0.25キログラムぐらいの二酸化炭素の削減になります。議員ご指摘のように、多くの流通で大きな効果が期待でき、まちの駅構想などと連動していくよう、市民のご理解を得ながら支援してまいりたいと考えております。

また、議員のご意見の、職員の率先購入はもちろんのこと、委員報酬についても検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目の資源循環の促進については、野洲市に降り注ぐ太陽光や風、森林資源、琵琶湖に至る水資源、そして、農産物資源など、自然資源や家庭や事業所から出る有機資源を最大限活用し、それが循環できる社会実現を図っていかねばならないと考えております。そして、議員がご指摘されました、まさしく今、地球的規模で温暖化の問題、連日マスコミ等で取り上げられているわけでございますが、そういう中で、野洲市が環境先進自治体として邁進できるよう努力してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 次に、通告第2号、第5番、奥村治男君。

○5番（奥村治男君） 5番、奥村治男でございます。私は2問について質問をさせていただきます。

まず第1に、外部監査制度の導入についてお伺いをしたいと思います。

外部監査制度は、地方分権の推進に対応した行政体制の整備と適正な予算執行の確保を図るため、地方公共団体における監査機能の独立性、専門性の強化を図る観点から、監査委員の機能とあわせ、外部の専門家によります監査の実施を可能とした制度であります。また、監査委員が行う監査の内容の一部につきまして、監査委員による監査を補完し、外部の目から地方公共団体の事務をチェックすることにより、監査機能の一層の充実を図ることを目的としております。

地方自治法が改正されましたことにより、地方公共団体の実情に応じて、識見を有する者から選任する監査委員の定数を条例で増員することができるようになりました。また、地方公共団体の常勤の職員であった者の監査委員への選出は、特にその必要がある場合以

外には行わず、外部の人材を登用することを原則とするなど、住民の理解と支持が得られる改正された監査委員制度の運用を早急に実現化して、外部監査制度の有効活用やガバナンス機能の強化に積極的に取り組む必要があるかと思えます。

総務省は、2008年度に、すべての地方自治体に財政4指標（1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率）の公表を求め、そのうち1つの指標でも基準を超えて悪化すれば、財政健全化計画の策定や公認会計士などによる外部監査の導入を義務付けられるようになりました。

ご承知のように、長浜市は既に条例改正を行われまして、公認会計士を選任されております。当市におきましても、財務管理、事業経営管理等にすぐれた識見を有する公認会計士や税理士を選任して、早急に財政健全化に取り組む必要があるかと考えますが、市長の所見をお伺いしたいと思います。

2番目に、野洲川グライダー操縦訓練場の占用許可についてお伺いをいたします。

野洲川河川敷はグライダーの飛行に必要な規模の河川敷があり、関西地区では最後に残された候補地と日本学生航空連盟が主張して、現在、占用許可を求めたところ、仮申請は認められました。琵琶湖河川事務所では、諮問機関である河川保全利用委員会にその適否を求め、審査を付託していることは周知の事実であります。数回重ねられた審査もいよいよ大詰めになりました。

そもそもグライダーにはエンジンがないので静かであり、素人目には危険性は少ないように思われますが、エンジンがないために本質的な弱点を有し、セスナ機など軽飛行機より操縦は難しいと言われております。野洲川には新幹線、名神高速、JR琵琶湖線、国道など我が国の基幹交通網が集中的に通っており、また、公園や高圧送電線も多くあります。グライダーは容易に100キロメートル以上の速度が出て、行動範囲も広く、市街地やこれら交通網等の上空を飛行することが考えられます。

航空・鉄道事故調査委員会の調査によりますと、これまでグライダーの墜落事故、これは1989年から2007年10月までの数字であります。36件発生しまして、そのうち死傷者23名中、死亡10名、重傷13名を出しております。

野洲川河川敷にグライダー操縦訓練場が設置され、墜落事故が発生して死傷者が出た場合、占用許可権者（琵琶湖河川事務所）は必然的に厳しい社会的批判を浴びることになりますが、当市としては、市民の安全が第一であり、多くの市民に墜落のリスクと恐怖を負わせる野洲川グライダーの操縦訓練場の設置計画は、守山市共々、慎重に検討すべきと思

います。

また、河川管理者から野洲市に対し、許可準則に基づく意見聴取が行われると思います
が、当市はどのように対応する考えでおられるのか、都市建設部長の所見をお伺いしたい
と思います。

以上、2点についてよろしく願いをいたします。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 奥村議員の質問が2点ありましたが、1点目の外部監査制度
の導入について、私の方からお答えを申し上げ、グライダーの操縦訓練場占用については
部長の方からお答えを申し上げます。

ご承知のとおり、監査委員は、人格が高潔であること、普通地方公共団体の財務管理や
事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有する者及び議員の皆さんの中か
ら、議会の同意を得て選任をいたしております。

監査委員につきましては、議員提案の、識見を有する者から公認会計士や税理士などを
選任する方法、あるいは定数を条例で、おっしゃるように3人に増加して、識見を有する
者のうちから選任する監査委員を2人、そのうちの1人を公認会計士やその他税理士など
にする方法がございます。

現在、識見を有する者のうちから選任しています監査委員につきましては、今日までの
知識、経験を十二分に発揮されまして、的確な監査業務にあたっていただいているものと
確信をいたしております。

今般、地方財政健全化法が施行されまして、議員ご指摘の監査機能の充実、強化を図る
との趣旨はよく理解はできますもので、今後、識見を有する監査委員の選任につきましては
は、ご提案をいただいている内容も踏まえまして、慎重に対応していきたいと考えており
ます。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） それでは、奥村議員からの野洲川グライダーの操縦訓練
場の占用許可についてのご質問にお答えをいたします。

まず、今回の占用の概要につきましては、財団法人日本学生航空連盟が野洲川右岸の高
水敷、守山市の川田町地先から野洲市の市三宅地先までの約6万6,000平米、延長に
いたしますと1,500メートルを占用し、グライダーの操縦訓練場を設置すべく、河川

管理者であります琵琶湖河川事務所に占用許可申請説明書が提出され、これを受けて、平成19年2月に開催されました河川保全利用委員会に付議され、その後、数回開催され、委員各位の専門的な見地から議論をされてきたところでございます。

具体的には、治水、環境の観点から、今回の占用施設であるグライダーの操縦訓練場が検証されていましたが、その後、審査の項目に安全対策の周知や地元の理解なども追加され、論議が重ねられ、また、現地説明会や語り合う会など、地域の住民を巻き込んで野洲川がどうあるべきかを議論されてきたところであります。

去る12月6日に開催されました保全利用委員会において、占用施設に対する保全委員会からの意見がまとめられ、「このグライダー操縦訓練場は川との親水性を図れる施設とは言いがたい施設である。また、設置の必要の理由に乏しく、環境への影響は大きくはないが、広大な面積を排他的に利用する。さらに、当該グライダー操縦訓練場は、上空飛行による墜落等の安全性に対する不安の声があり、占用は適切でないと判断する」との要旨でありました。

こうした状況から、市といたしましては、今日までの市民の皆さんからの声を聞く中で、同意することは適切でないとの考えであり、琵琶湖河川事務所から本市としての意見聴取があれば、その旨を表明してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 奥村治男君。

○5番（奥村治男君） それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目の外部監査制度の導入の件でございますが、ただいま、市長から答弁をちょうだいいたしました。総務省は地方公共団体における行財政改革のさらなる推進のための指針としまして、住民の理解と支持が得られる監査委員制度の運用に努めるとともに、外部監査制度の有効活用を図り、監査機能の強化に積極的に取り組むとされています。

私が県下13市の監査委員の選任状況を調査いたしました結果、長浜、高島、米原市は公認会計士を選任されております。甲賀市は税理士を、彦根、近江八幡、栗東、東近江市は銀行のOBを選任されております。大津、湖南、守山市は経理、財務等の経験者が選任されております。職員OBと議員の選任は当市と草津市のみであります。

当市の18年度決算では、一般会計、特別会計、合わせますと負債総額は448億3,000万円で、赤ん坊からお年寄りまで、市民1人当たりになりますと約90万円の借金を

抱えていることとなります。財政運営の硬直化や公債による財政の圧迫が懸念される状態にあると監査委員も指摘されています。財政健全化を強力に推進していくには、この際、条例を改正して、20年度から外部の識見者を1名増員してはどうかと思われますが、再度、市長のお考えをお伺いしておきたいと思えます。

次に、野洲川グライダーの件でございますが、去る12月6日、野洲市中央公民館で開催されました河川保全利用委員会は私も傍聴いたしましたが、野洲川グライダー操縦訓練場の占用を許可することは適切でないとの意見が委員9名中7名から出されました。当市に対し意見聴取が行われたときには、同意することは適切でない旨、表明するとの答弁を先ほどいただきましたが、行政としては、何よりも市民の生命と安全を第一に考えられた判断であり、評価させていただきたいと思えます。

しかし、一方、この財団法人日本学生航空連盟と申しますのは、朝日新聞社の全面的支援のもとに全国の大学航空部のほとんどが加盟しております。この学生グライダー組織で、現在、59大学、関西地区は17大学、約700人の学生がグライダーの操縦訓練を中心に活動しておるわけです。委員会では不同意になりましたが、施設の縮小や住民の合意形成など、条件を満たせば委員会では再検討するという意見書もまとめられました。また、琵琶湖河川事務所長も、再申請は受理するとの発言もあり、油断はできません。傍聴しておりますと、朝日新聞の関係者、グライダーの大学関係者が再申請に大変意欲を持っておることをひしひしと感じました。こんなことで本当に油断はできないと思えます。

地元野洲市の住民でグライダー、パラグライダーのパイロット歴20年のキャリアを持つAさんが次のような問題点を指摘していただいております。私が入手しております、このA4、3枚にわたっていろいろな点をご指摘いただいております。

要約いたしますと、まず1点目は、新幹線、名神高速、JR東海道線、国道など多くの基幹交通網の近くをグライダーが飛行している訓練場は日本には他に例がないということでもあります。

次に、野洲川は他の地区の練習場と比較すると、地理的条件が著しく悪い。まず第1に橋の感覚が狭い、高圧送電線が近い、民家や工場も近い、河川公園の運動場が近い、基幹交通網が近い、気流の乱れる条件が多い。第2に、川幅が狭く、学生など初心者には難しい横風での離着陸となると、滑走路の両側には橋があり、離着陸のときは橋の上を高度約20メートルから30メートルという低い高度で通過せざるを得ない状況となることが予想されます。橋の上を通過する車のドライバーは、グライダー幅20メートル、重量20

0から300キログラムの巨大な機体が突然迫ってくると、驚いて急ブレーキを踏み、後続車の追突など危険性が大きいにあります。第3番目に、横風、堤防や森の影響で生じる乱気流や、ウインチのトラブル、あるいは操縦ミスで失敗すれば、直ちに失速し、墜落または不時着の憂き目に遭うことは明白であるということをご指摘いただいております。第4に、滑走路が広いと、失敗しても何とか回復できて無事着陸できる場合が多いが、野洲川のように川幅が狭い場合は、橋や堤防、民家や火葬場に激突といった大惨事は避けられない結果になるおそれが多分にあります。以上の点につきまして、グライダーの操縦経験者でないといけない貴重な問題点をご指摘いただいております。

また、航空・鉄道事故調査委員会の調査によりますと、1974年から2007年までの間に170件の墜落事故があります。年平均5件の墜落事故を起こしているわけであり、今年も、航空・鉄道事故調査委員会の調査報告を調べてみますと、5月に長野市で高圧線に接触して墜落しまして、パイロットは軽傷でありましたが、7月には宮城県の仙台市で墜落しまして、東北大学生が死亡しております。また、10月には埼玉県熊谷市で墜落いたしまして、これは指導教官と練習生が重傷を負っております。また、最近のこの11月には、宮崎県の都城市で墜落いたしまして、パイロットは軽傷で終わりましたが、いずれにいたしましても、この19年に既に4件の墜落事故が発生しているわけであり、

本市としましても、特に市三宅地区はIT関連企業の誘致地区でもあります。その近くにグライダー練習場ができた場合、これからされる企業誘致にはデメリットにさえなれ、決して企業誘致のセールスポイントにはならないと思います。何といたしても市民の生命と安全が第一であります。

今後、再申請が行われ、本市に対して同意を求められてきた場合でも、断固として不同意に対する決意を持っていただいているのか、再度、都市建設部長の所見をお伺いしておきたいと思っております。

再質問は以上です。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 再質問で、3人にしたらどうか、こういうことですが、外部から入っていただく識見を有する監査委員さんについては、いろいろとおっしゃいましたけれど、監査委員さんの本来の業務の中で、政策論に入っていただくということは、若干、何かそういうふうに私は聞えたのですが、やっぱり監査委員さんは経理問題そ

の他の金の使途について、あるいは効果があったかなかったかという部分についての監査をいただく、こういうふうに私は受けとめております。

だから、どこの出身であったか、過去の職業が何であったかは別といたしまして、やはり識見をお持ちの方、こういうふうに私は理解をいたします。そして、これを3名にして2人を識見者として入れるということは今現在考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

ただ、おっしゃった中でも、隣接の町で出向した特別職の方が退職して、即、監査委員になられた例があるのです。これはおっしゃるとおり、やっぱり不合理性があると思うのです。だから、そういうことは拒否しなければなりません、そういうことでなければ、前職業が何であったかは別にして、識見をお持ちの方を選任していきたい、こういうふうに思います。

それと、ライダーの最後の結論を部長にということですが、私、このことについては、過去こういう例があったのです。あれは気球というのですか、大きい風船で、火というか、空気を温めると上がっていく、あれの占用許可が10年前ぐらいに、やっぱりここへ出されました。そして、いろいろと地域の皆さんにご相談申し上げたら、絶対に反対だと。特に声が大きかったのは、固有名詞を出しますが、旭化成の周辺の集落から、やっぱり工場の上へ落ちたときには非常に大きな災害が出る。特に化学薬品があるのかないか知りませんが、それによっていろんな反応が出たとき、大変なことになるからということでもかなり反対を受けました。そしてお断りをしたのですが、それが今、佐賀県の方へ行っています。よく全国大会や、世界大会もおやりになっていますね。そういうこともあってお断りした経過もあるのですが、せっかく世紀の大改修と言われて、あれだけ立派な安全な川をつくっていただいて、その上でそういう危険性のあるものを持ち込むということは、いかんせんやっぱり市民の皆さんに安全性を確保しなければならない立場にある者は、これは私は許せるものではないと思います。

特に委員会の話が出ました。これは、いわゆる識見をお持ちの、それぞれ大学の先生方の集まりの場所でのことでしたが、やっぱり地元の市民の皆さんがどう考えるかが大きな問題だと思います。ずっとお聞きしますと、やっぱり危険性があると。おっしゃるように、新幹線、高速道路、国道8号線と、絶えず国の言う動脈が通っていますから、ここでは適当でないだろうということで、おっしゃるように高圧線もあるのです。橋もあります。特に竹生あたりはそこに付いていますから、これは私の立場からもお断りを申し上げよう、

こういうふうを考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 奥村治男君。

○5番（奥村治男君） 市長、ありがとうございます。

最後に、これは要望としてお聞きいただきたいと思います。

13市の監査委員の状況は、先ほど申し上げましたが、あと、この13町につきましても、監査委員の定数は2名ですけれども、調査いたしましたら、愛荘町は税理士さんと議員選出の2名の監査委員、あとの12町は、監査委員さんは議員選出の方1名と、すべて職員OB以外の方を選任されております。

当市でも、先ほど市長は、金の計算だけということのように聞えましたが、市の行政全般についてのそういう事業管理、経営管理的な面もやはり第三者の目から精査していただいて、市民には透明性のある監査制度を導入していくべきではないかと思っておりますので、できるだけ早い時期に検討いただきたいというふうに思っておりますので、要望させていただきます。

それと、野洲川グライダーの訓練場の件でございますが、これも市長から心強い答弁をいただきました。先ほど、野洲市にお住まいの方からのご指摘をいただいた点を申しましたが、今年の7月に現場での見学会があったのですが、そのときに、やはりグライダーの愛好家である大阪の方が来られまして、現地をつぶさに見られました。その方からいただいた意見書には、野洲市の方から忠告をいただいたのと同じ内容をご指摘いただいております。

そんなことからしまして、先ほど言いましたように、この委員会を傍聴しておりますと、グライダーの航空部がある大学の教授が何とかして学生の要望を満たしてやりたいということで、関西地区ではここが残された最後のあれだということで、本当に何としてもという言葉があちこちに出ておりますので、やっぱり市民の生命と安全が第一でございますので、行政としてしっかりと、再申請が出てまいりまして同意を求められた場合でも、そういうことで断固として断っていただきたいということで、今、市長から心強い答弁をいただきましたので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（林 克君） 次に、通告第3号、第3番、梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。

平成19年度12月定例議会において、私は次の3件の質問をさせていただきます。

まずはじめに、特別支援を必要とする発達障がい児の教育支援についてお伺いいたします。

今年4月より特別支援教育が本格実施となり、教員とは別に学習障害（LD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）などの発達障がい児の通常学級での学習や、生活を手助けする特別支援教育支援員の計画的配置が行われるようになり、3月議会でもこの質問をさせていただきます。

全国の公立小中学校3万校については計2万1,000人を配置するため、今年度に国が初めて補助金約250億円を付けております。支援員の計画的配置を進める一方、発達障がいを抱える子どもをサポートするための学習支援や指導方法など、支援員に対するサポートがより求められております。しかし、実際に市が教職員の研修を実施しようとしても、専門家の不足から見送られたケースもあったようです。

そこで、文部科学省は来年度にも、学習支援や指導方法を研究する情報センターを新設する計画です。障がいを持つ生徒、児童は40人学級に複数在籍するとの調査結果もあります。知識不足から対応が不十分なケースもあり、情報センターが専門情報を集約して学校や保護者の相談に応じるとのことです。

本市においては、今年度、巡回指導員、心理判定員の設置等、体制が前進する中、来年度には発達支援センターの開設と特別支援への体制整備が進み、より支援教育のサポート体制を充実させるためには、特別支援教育支援員を全小中学校に配置することと、市に専門家チームを設置することが必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、5歳児健診の実施についてお伺いいたします。

現在、乳幼児健康審査は、母子保健法の規定により、市が乳幼児に対して行っております。現在、健康診査実施の対象年齢はゼロ歳、1歳半、3歳半となっており、その後は就学前健診となっております。この3歳半児の健診から就学前健診までの期間の開き過ぎは、特に近年増加している発達障がいに重要な意味を持っております。それは、発達障がいは早期発見、早期療育の開始が重要で、5歳程度になると健診で発見することができるが、就学前までの健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されても遅いと言われております。

発達障がいは、対応が遅れると、それだけ症状が進むとのこと。また、就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応、対策を講

じることなく子どもの就学を迎えるために、状況を悪化させてしまったという現状もあるようです。

厚生労働省による平成18年度研究報告書によると、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障がい疑いがあると診断されたものの、こうした児童の半数以上は3歳半児健診では何ら発達上の問題を指摘されていなかったようです。

平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法では、市の役割として、発達障がいの早期発見に必要な措置を講じることと定めております。早期発見で多くの子どもたちを救うためには5歳児健診の導入が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

最後に、協働のまちづくりについてお伺いいたします。

野洲市が誕生して3年が経過、市民の皆さんからは安心・安全・快適なまちにと期待の膨らむ中、野洲市まちづくり基本条例が制定されました。公開フォーラム等の実施で、協働のまちづくりへの市民の参加意識も高まりつつあると感じます。また、この条例がどのように生かされていくのかという期待も大きいところです。

本市では、300以上の団体が市民活動をされている中、アンケート調査では、活動上の課題として、事業費や活動資金の不足で十分に活動できないというものが27%あります。この条例において、第7章の、みんなで支え合う市民活動、第26条で基金の設置が掲げられております。この基金の設置を具体的にどのように考えて市民活動に生かそうとされているのか、まず1点お伺いいたします。

次に、過日のまちづくり基本条例の公開フォーラムでも、企業、市民代表の方の発表がありました。市民活動参加者からの支援体制が今後求められると思います。

例えば、障害者自立支援法施行によりさまざまな課題がある中、共同作業所からNPO法人へと移行を考え、本市の障がい者福祉の一端を担って、地域活動支援センターとして取り組むところも出てくると思います。市民活動参加者への支援体制についての考えをお伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 梶山議員の、特別支援を必要とする発達障がい児の教育支援についての質問にお答えをいたします。

今年4月より特別支援教育が本格的に始まりました。本市におきましては、新規に巡回相談員、それから心理判定員を配置いたしまして、特別支援教育の推進を図って一定の成

果があった、このように認識をしております。

しかし、発達障がいのある子どもは、国の基準では7.8%という出現率から考慮をいたしますと、まだまだ十分な支援を受けていない子どもが多数存在しているというふうに思っております。

今年度、動き出しました特別支援教育をさらに充実させ、推進していくための体制の充実は大切であるというふうに認識をしております。議員がご指摘のとおり、特別支援教育支援員の各学校1名の配置につきましては、本市としても必要なことは認識をしておりますので、努力をしていきます。

専門家チームですが、各学校における困難ケースを専門家により実態把握をし、障がいの判断をするとともに、各学校にアドバイスをするというものでございます。市の教育委員会に設置をすることで、さらに専門的な質の高い特別支援教育を実施できることとなりますので、この設置につきましても努力をしてまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 梶山議員の5歳児健診についての質問にお答えをいたします。

梶山議員がお示しのように、厚生労働省より「軽度発達障害児の発見と、対応システム及びマニュアル開発に関する研究」として、平成18年度研究報告がされております。その中で、3歳児健診では気づかれにくい発達障がい等の問題、また、4歳児を境に一層顕著になる5歳児において、集団場面での健康診査や発達相談の実施が望ましいとの報告がされております。

現在、野洲市では、県の作成した「発達障害児の早期支援のための乳幼児健康診査マニュアル」に基づきまして、各乳幼児健診を実施しております。この中で、発達に関して必要な乳幼児については発達相談を行い、専門職による発達検査や、保護者の相談に応じ、助言をする支援をしております。

3歳6カ月健診の後に、継続して発達相談が必要な対象児については、野洲市障がい児支援システムに基づき、幼稚園、保育園において実施をしております巡回相談へ引き継ぎ、引き続き、相談を受けられるように支援をしております。この巡回相談は、ふれあい教育相談センターの心理判定士が幼稚園、保育園を訪問し、対象児の園での様子を伺いながら、必要な場合は発達検査を行い、保護者の相談に応じ、助言を行うとともに、園の保育者へ

の指導、助言も行うものでございます。

野洲市では、以前よりこの障がい児支援システムが機能し、就学前の発達支援を行ってまいりました。今後も、3歳6カ月健診をはじめとする乳幼児健診の内容充実に努めるとともに、この障がい児支援システムを活用し、就学前の必要な児童に対し、適切な支援をしてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 政策監。

○政策監（山中清嗣君） 梶山議員の3点目の協働のまちづくりについてお答えいたします。

ご質問のとおり、本市では多様な分野で300以上の市民活動団体が活動されておりますが、議員が言われましたように、市民活動実態アンケート調査結果では、市民活動団体の課題について、人、物、金、情報が挙げられ、その中での活動資金の不足が、先ほど言われましたように27.2%と高い割合でございました。

こうしたことから、まちづくり基本条例では、市民活動をみんなで支え合うことを目指しまして、市民や事業者などからの寄附金を原資といたしまして、市民活動の支援を行うために基金を設置することとしております。

また、その他にも、環境文化の創造が市民活動の活動資金につながる「楽²エコ・トライ」の実施や各種民間助成情報の提供など、各種活動資金助成に関する支援を行っております。

なお、基金の内容や具体的な資金助成制度については、まちづくり基本条例の諮問機関でありますまちづくり基本条例推進委員会においてご意見を賜り、来年度に制度の運用開始を予定しております。

いずれにいたしましても、市民福祉の増進や社会的課題の解決につながる市民活動に対して有効なものとなる資金助成制度を構築してまいりたいと考えておりますので、一つよろしく願いいたします。

第2点目の、市民活動参加者への支援体制についてお答えさせていただきます。

まちづくり基本条例では、市民活動を促進するため、必要な措置を講じるものと規定しております。市民活動に関する情報の収集や発信・提供の他、市民活動団体の相談機能の充実、市民活動への参加のきっかけづくりや、後継者やリーダー不足を解消するための人材育成など、市民活動団体や市民活動への一層の参加を促すよう、多角的な支援体制の充

実を凶ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） それでは、再質問させていただきます。

特別支援教育の体制整備につきましては、以前から何度か質問もさせていただいております。また、保護者の方との勉強会の場や懇談の場にも何度か参加させていただきながら保護者の思いを聞かせていただいておりますが、野洲市の取り組む特別支援教育への体制整備の取り組みにつきましては、非常に一步一步、着実に前進しているとかなり評価をしており、本当に期待をするところであるということで、今、喜んでおられるところです。

しかし、発達障がい児の保護者の方々は、どんなに手厚くしてもらっても、将来、本当に自立できるのかどうかという不安は、今、抱えておりますということです。その中で、親ができることは親が一生懸命になり、行政、教育委員会でしていただけることは最大限にさせていただき、地域で関わっていただけることは精いっぱい関わっていただき、また、私ども議員の立場である者ができることは一生懸命頑張り、多くの方が関わっていかなければ、今の特別支援を必要とする子どもたちを本当に就労支援、自立に向けるということは非常に難しいということで、いろんなところに働きかけを持っていかれているのが現状でございます。

こういう保護者の方々とお話ししておりましたら、本当に頭の下がることばかりでございます。私も、子どもで悩むことはありませんので、そういう中で共に同行させていただいたり、大変な中をよくこんなに明るく朗らかに手をつなぎ合いながら励まし合っているのだなという、本当に涙ぐましい努力に敬意を表して、そういう思いで学ばせていただいている現状でございます。それだけに、自分ができることは何なのかなという思いを自問自答しながら、私自身も懸命に取り組んでいるところでございます。

先日の会合にも、全く出ておられなかった、一人で悶々と悩んでおられた方から相談がありました。「実はこういうグループがあるので、一度参加したらどう」ということで声をかけると、ぜひ参加したいということで、非常に緊張して、「どうしよう」という思いで来られたそうですけども、グループ討議の中で自分の思いを全部聞いてもらって、「こんなに心が軽くなったことはなかった。勇気を出してそういう仲間の中に入ってよかった。同じように悩んでおられる方がこうして励まし合って頑張っているのだなということを感じました」ということをおっしゃってございました。

このように、こうしたグループに入っておられる方はいいと思いますけども、まだまだ水面下では隠れた発達障がい児がたくさんいると思います。そういった方の掘り起こしというのですか、見つけて、本当に希望を持たせてあげるといことも、これからは大きな課題になってくると思います。

そうしたいろんな課題がある中で今一番不足しているのは、専門家が少ない、その1人の子どもを方向付ける専門家が少ないために、なかなか手厚いサポートができないというのが現状ということで、先ほど紹介しましたように、国の方も、文部科学省が調査をした結果、専門家が不足しているということで、今、取り組んでいるのがこの情報センターの設置でございます。

この情報センターは、後でご紹介したいと思いますが、学校の教育担当者、また、保護者の方がインターネットによって、パネル形式で調べることができたり、情報を収集することができるという、本当にきめ細かな計画がされており、来年度の予算の中には1億円の予算が組み込まれております。この予算が通れば随分発展するというふうに文部科学省の方からも聞いておりますので、そういった、国も本当に一生懸命考えている中、やはり国と市が連携して1人の子どもの成長を見守っていくということが最も大事かと思っておりますので、今、教育長も、特別支援の専門員の配置と、それから、専門家チームにつきましては努力していくということですので、ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。これは要望としておきます。

それから、5歳児健診の実施につきましては、今はしないと。今の答弁だと5歳児健診は必要ないのではないかという答弁だったように思います。

今、3歳半児健診で見つかった、そのフォローは、保育園、また幼稚園等と連携をとって心理判定員や巡回指導員がきちっと対応している。それは当然していただかなければいけない内容だと思います。しかし、先ほど紹介いたしましたように、3歳半児ではわからなくても、就学前までの間でそういう発達障がい児が発見できるケースが非常に多くなってきているという情報も聞いております。その間で見つからなくて悩まれた保護者の方も、実際、悩みを聞いております。そういう面では、保護者の方に伺いますと、5歳児健診もしていただけるようだったら、していただいた方が安心できるという声も聞いております。

そこで質問させていただきますが、保育園、幼稚園に通っておられない児童もおられると思うのですけども、その方への発見をどのようにされておられるのか、まず1つお伺い

します。

2点目に、今、3歳半で見つかった方のフォローはしていただいているということですが、3歳半から就学前健診までの間でそういう発達障がい児の発見が実際に現場でなされているのかどうか、もし実態の数字があるのであれば教えていただきたいと思います。

今後の取り組みといたしまして、今の保育園、幼稚園への心理判定員、また巡回指導員の方の現場でのフォローももちろん大切ですが、それとあわせて、私は5歳児健診が必要だと感じますが、もう一度、見解をお伺いしたいと思います。

それから、最後に、協働のまちづくりについては、これからの取り組みで、るる言っていただきました。また、基金の設置等につきましても、今回、広報の12月1日号でも、野洲市まちづくり基本条例推進委員会委員を募集ということで2名の方の募集要項が出ておりました。先ほど、検討委員会を立ち上げて、実際にやっていくということですので、このすばらしい基本条例が、全国、また県に先駆けてできておりますので、実現に向けて、一つひとつが実際に市民にわかりやすい、基本条例ができたおかげでどんどん進んでいるということがわかるように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

2点目に質問いたしましたところに触れておりました障害者自立支援法が、非常に苦情も多い、課題も多いという中で、今現在、国の方でも見直されておりますが、今後、どのような方向になっていくか、私たちも見なければいけないところでございますが、その法律の施行に伴って、NPO法人を立ち上げて協働のまちづくりへ、障がい者福祉の一端を担って地域活動支援センターへと移行してくるところも出てくると思います。そういうところが本当に安心して、また自分の取り組みもとされている協働をしていくためにはサポート体制も期待されておりますが、これに対する市の関わりはどのようにされているのか、ひとつ答弁をしていただきたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 梶山議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、18年度の実績でございます。これにつきましては、3歳児で10.5%、56人でございます。また、4歳児では12.1%、64名の方、それから5歳児では9.2%の50人の子どもたちが療育教室、にこにこ教室やことばの教室、巡回相談など、野洲市就学前障がい児の支援システムのフォローでされている、こういう現況でございます。

もう一点は、5歳児の今後の取り組みでございます。先ほどは野洲市独自のマニュアルに基づいて実施をしてきたという1つの成果の中で、いわゆる保育園、それ以外の方々はどのようにフォローアップするのかというご質問がございました。この取り組みにつきましては、手挙げ方式でやっておりますけど、なかなかこちらに出てこない、こういうような反面も出ております。実際、障がいを持つと、やはり閉鎖的なものの考え方をされる方もおいでになりますので、そういった問題等を踏まえながら、現在、取り組んでおります障がい児対策委員会や、また、今現在、発達支援センターの検討委員会、この立ち上げをしていきたい。整備検討委員会はやってきたのですが、今度は検討委員会で、そういった具体的な方法論、そういう課題等を検証しながら、この中で議論をいただき、できることから取り組んでまいりたい、このように考えております。

それから、梶山議員のもう一点の、協働のまちづくりについてのNPO等の関係でございます。障がい者福祉に関わる施設、事業所は社会福祉法人、株式、また有限会社、NPO法人、任意団体など多様な運営主体がございまして、それぞれが有効な社会資源として、その特徴を生かしながら事業展開、あるいは活動をされ、野洲市内においても、障がいのある人たちの日中活動の場が提供されている、このように思っております。

現在、国において、先ほど言われましたように、障害者自立支援法の抜本の見直しが議論されている状況で、市といたしましては、国の見直しを注視しながら、障がい者福祉に関わる施設、事業所の事業運営が安定的に行われるよう、また、障がいのある人の多様な活動の場が確保されるよう、これまで以上に、国、県に対しまして必要な要望をしてまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） 5歳児健診の実施についてなのですが、今の答弁の中で、これは発達支援センター検討委員会のメンバーの中で聞いていくということなのですか。5歳児健診の方向性はどうなるのかということをもう一度聞かせていただきたいと思うのですが、私は、早期発見のためには5歳児健診は必要だというふうに思っております。

あと、先ほどちょっとご紹介したいと思って見当たらなかった件、障がい児への手厚いフォローということで、新たに設置する情報センターは専門家の研究成果や参考図書などの役立つ情報をホームページで紹介し、ネット上で学校や保護者からの相談も受け付けるということです。また、発達障がいの子どもの学習理解を促すために、タッチパネル式で

入力した言葉に対応して絵があらわれる仕組みの市販の機器も登場しており、同センターではITを活用した支援機器の入手方法や使い方などに関する情報を集めて公開する予定ということです。

このように、国もさまざまな観点から、保護者の声を受けながら、特別支援を必要とする子どもたちが本当に就労に結び付けるようにと一生懸命取り組んでおります。そういう中、野洲市が来年の4月に発達支援センターを開設されるということは非常に大きな前進だと思います。

先日も、保護者の方の懇談会の中で、まず、黒板に書いてありましたのは、「市長、ありがとう」というふうにぼんと書いてあるのです。我々は、「市長、ありがとう」という言葉を合言葉に頑張っていこうと。それだけ、山崎市長は特別支援を必要とする保護者の声を100%受けとめ、本当に一つずつ真剣になって取り組んでいただいているということを知っています。また、11月28日でしたか、懇談会を持たれて、発達支援センターの今後の中身につきましても、いろいろとる質問をされたそうですけれども、思いはほとんど全部受け入れていただいたというふうに聞いております。

今後、期待するのは、そういった聞いていただいた内容を本当にきちっと、中途半端で終わらないで、しっかりとした体制の中身にしていただいて、本当に自分たちの子どもが就職して、安心して社会人として育ていける、そういうところまで見届けていただける、そういう支援センターにしていただきたい。他の市におきましてもそういうセンターができておりますけれども、なかなか中身に課題があるようです。そういった点、野洲市は本当にどこよりも着実に一步一步進んでいるのではないかというふうに私も感じておりますので、どうか、市長、その思いを受けとめていただきまして、本当に心から「市長、ありがとうございました」と言っていたけりょうに取り組んでいただくことを希望いたします、私の質問といたします。

以上です。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（田中正二君） 5歳児健診の方向性の中で、発達支援センターのシステムの検討委員会、これについてはまだ現実に発足はしておりません。今後の部分で、現在、事業の展開、中長期的な部分、初期対応的な部分、そういう検証をしていくのに組織を立ち上げていきたいと、このような考え方でございます。

それからもう一点は、5歳児健診については、今現在の取り組みでは、いわゆる、この

間の発達支援センターの整備検討委員会では、5歳児については一応網羅できているという1つの考え方で整備されています。しかしながら、これはすべてが100%ということではございませんよ。可能性は1%、2%、こういう方がおいでになるかもわかりません。そういったものをフォローアップすることが必要でありますので、そういった処遇を検討委員会なりそういうもので、さらによりよい姿を模索していきたいと、こういうふうな考え方で発言させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとします。

(発言する者あり)

○議長(林 克君) 暫時休憩。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時25分 再開)

○議長(林 克君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市民健康福祉部長(田中正二君) 今の3歳半児健診から5歳児の間、就学前までどういふふうな状況と。(発言する者あり)

3歳半児健診で、ほぼ、こちらの方でつかまえている状況がございます。それに対して、先ほどのこにこ教室や、いろいろな方策をとっております。その後の経緯の漏れの部分、これについてはちょっと調査はございませんので、把握しておりませんので、その辺は今後の課題として方法論を模索していきたい、このように考えております。

以上です。

○議長(林 克君) 暫時休憩いたします。

再開を14時40分といたします。

(午後2時25分 休憩)

(午後2時40分 再開)

○議長(林 克君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第4号、第6番、藤村洋二君。

○6番(藤村洋二君) 6番、藤村でございます。今日は2件の質問をさせていただきます。

まず1件目、スマートインターチェンジの設置であります。

昭和40年、名神高速道路小牧・西宮間が全線開通し、野洲市の地域経済、観光振興、市民生活に大きな影響、変化をもたらしました。また、高度情報化の進展により、人、物、

情報の流れが時代とともに飛躍的に増大し、市民生活の利便性向上をはじめ、地域経済の浮揚や雇用の創出を図る上で、インターチェンジの整備は大きな役割を果たすこととなりました。

近年、国では地域の活性化を促進し、地域のインターチェンジ建設の要望に応えるため、平成12年度に地域活性化インターチェンジ制度が創設され、料金所で停止せずに通行料金が精算できるETCカード利用のインターチェンジの設置が進み、滋賀県内でも秦荘、蒲生の2カ所の調査費2,500万円が県の事業主体により認められたと聞き及んでおります。

野洲市では、この10月29日、企業立地促進法に基づく滋賀県野洲地域の地域産業活性化計画（基本計画）について、経済産業大臣から市長に対し、同意書が交付されました。滋賀県内では初めてであります。IT産業及びその関連業種の産業集積を生かし、IT関連の企業立地と最先端技術等の開発製造拠点の集積地の形成を目指すこととされ、企業の立地件数を5件、新規雇用の創出5,000人、製品出荷額などを約74億円増加させるなどの目標について大いに期待しているところであります。

しかし、野洲市は、道路整備の立ちおくれにより、現実には朝夕のラッシュ時には国道8号線の渋滞により市内各地の道路も渋滞をし、市民生活に不便をかけております。栗東インターチェンジまでは30分以上もかかることとなり、企業の新規進出の大きなブレーキになるとも考えられます。道路渋滞の決め手は国道8号バイパスの建設と何度も言われてまいりましたが、まだ先が見えておりません。

スマートインターチェンジの設置は、野洲市の企業立地の促進をはじめ、希望が丘入り込み客の増加や観光振興、道路混雑の解消など、市民生活の向上や野洲市の発展にメリットは計り知れないものと考えます。スマートインターチェンジの設置について検討すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

まず第1点、スマートインターチェンジの設置について野洲市の対応をお伺いします。

第2点、菩提寺パーキングエリア接続ということならば、湖南市との調整の可能性はあるのか、お伺いします。

3番目、今、社会実験が始まっておりますが、社会実験なら3,000万から5,000万円程度の支出で実施可能と聞いておりますが、参加の意思はあるのか。

以上、3点をお伺いします。

続きまして、小学校規模適正化についての早期の取り組みについてお伺いします。

野洲市は、平成16年10月に合併後、人口も昨年、待望の5万人を突破いたしました
が、少子高齢化と都市化の急速な進展という矛盾を抱えながら3年を経過しました。

野洲駅前周辺は高層マンションの建設が続き、駅前地域の容積率もそれに合うように4
00%に改正され、マンションの建設などにより、ますます駅前周辺への人口集積が進む
ものと考えられます。一方、近江富士団地をはじめ、京阪神のベッドタウンとして昭和4
0年代後半から開発されました住宅地は高齢化が進み、道路整備のおくれなども重なり、
若者世帯が世帯分離をする傾向も進み、三上学区では三上小学校へ通学する児童数は21
8人で、最盛期のおよそ3分の1にも激減しております。

市街化調整地域の多い三上地域は農地が大半で、本年策定されました総合計画でも、地
域内の市街化区域への編入は国道8号バイパス沿いを除くと考慮されていないなど、三上
小学校ではますます児童数が減少すると考えられます。一方、野洲学区では、工事が進ん
でおります桜生、中畑、両区画整理事業が完成いたしますと、両地区では、おのおの33
0名、630名の住民がお住まいになる予定で約1,000名の人口が増える、このよう
な見込みであります。こうなりますと、野洲小学校では現在の児童数23クラス（普通学
級）803名であります。今後数年で1,000名、30クラスを越す過大規模校とな
る可能性もあり、この二極化の進行は教育環境の整備をはじめ、義務教育の機会均等を著
しく阻害することとなります。

小規模校では、6年間一度もクラス替えの機会もないため、人間関係が固定化し、競争
心や向上心、自立心が育ちにくいデメリットが考えられますし、大規模校では、授業に応
じての校庭、体育館、プールなどの使用も制限され、万一の災害発生時の避難、点呼等が
速やかに行われにくいなどの現実をはじめ、個人が大勢の中で埋没し、いじめや問題行動
の土壌が生まれやすいなどのデメリットが考えられます。

学校は、多様な考えや体験を持つ児童・生徒が集団を通して切磋琢磨し学び合う場であ
り、また、その機会を与えるという役割を持っています。効果的な教育活動を展開するた
めには、教科などの学習はもとより、運動会、文化祭などの学校行事やクラブ、部活動な
どにおいても一定規模の集団を確保する必要があり、児童の個性を伸ばすとともに、社会
性を育て、生きる力を身に付けさせるためには、学習や生活の場として望ましい学校規模
が必要で、指導面や環境面及び安全面から適正規模を実現することが必要であると考えて
おります。

市長並びに教育長の所見をお伺いします。

(1) 小学校ごとの児童・生徒数、学級数の現状及び将来推計と野洲市における理想の適正な学校規模は。

(2) 統合、分離などの検討をされるのか、教育面、財政面でお伺いします。

(3) 三上小学校を小規模認定校に認定し、特色ある教育の推進により学校選択制の導入をし、野洲小学校からの児童受け入れをする。この実施について検討されるかどうか。

以上、3点、よろしくお願ひします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（北口 守君） 藤村議員ご質問の第1点目、スマートインターチェンジの設置についてお答えをさせていただきます。

スマートインターチェンジの設置につきましては、基本的に、バスストップやサービスエリア等の箇所を設置すべきものでありますので、野洲市域での設置は地理的に困難と考えております。

次に、湖南市地先の菩提寺パーキングエリアでの出入りを検討いたしますと、野洲地域へは、湖南市の市道等からのアクセスとなりますが、これに係る湖南市の道路整備の方針は、現在、策定されておられません。今後、湖南市がスマートインター設置に向けて道路整備方針を策定されるのであれば、関係市として調整を図ってまいりたいと考えております。

最後に、社会実験につきましても、湖南市が協議会等を設置されるのであれば、市の道路計画等と整合を図る中で、参画について検討してまいりたいと考えております。

ただ、いずれにいたしましても、現時点では、野洲市から名神高速道路へのアクセスにつきましては、国道8号バイパスの整備を最優先すべきであろうと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 藤村議員の「小学校規模適正化について早期の取り組みを」の質問にお答えをいたします。

1点目の、小学校ごとの現状と推計は、次のように把握をしております。

中主小学校は、本年度5月1日現在で児童数が742名、学級数は特別支援学級を含めて26学級、今後5年間で児童数に大きな変動はございません。24から26学級で推移をしていると。

篠原小学校ですが、194名8学級、児童数は減少傾向にありますけれども、学級数は変わらない。

祇王小学校は、541名21学級、児童数は増加しますが、学級数は同じくらいです。

三上小学校は、218名9学級、児童数は微増ですが、学級数は11学級になる年度が出てくる、こういうふうに予想しています。

野洲小学校は、803名29学級、これが850名ぐらいまでの増加が見込まれまして、学級数は最大32学級になりそうです。

北野小学校は、523名22学級、児童数は増加傾向にありますけれども、学級数は21から22学級で推移をしていると。

ただし学級数につきましては、今後の転出入の状況や、あるいは特別支援学級の増減等、もう一つは35人学級の導入、これが拡大をされますと変動がございます。

小学校の適正規模についてですが、学校教育法施行規則には「小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときはこの限りでない」というふうに規定されています。

教育委員会としましても、同様に考えておりますが、住宅の密集地とそうでないところ等の事情がありますので、市内の6小学校すべてを標準にそろえることは大変難しいと思います。

それから、2点目の統合や分離などの検討ですけれども、現時点では検討をしているとはございません。

3点目の小規模特認校の制度につきましては、山間部で存続が危ぶまれるような極小規模校や、都心部のドーナツ化現象で児童数が急激に減少した学校を指定して、市内どこからでも通学できるようにするものです。

ご提案いただいています三上小学校の場合、急激な児童数の減少も考えられませんし、また、篠原小学校も同様の規模であり、三上小学校だけを特認校に指定するわけにはいかないというふうに考えております。

また、野洲小学校から三上小学校への児童の受け入れにつきましては、例えば大規模小学校区から同じ中学校区内の小規模校への通学を認めている自治体もございます。

このような方法をとったとしましても、保護者、児童の希望を無視するわけにはいきませんので、保護者、児童の希望によりますので、野洲小学校の児童数が大きく減少するということは余り期待ができないと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 藤村洋二君。

○6番（藤村洋二君） スマートインターチェンジにつきましては、総務部長から非常に丁寧に、木で鼻をくくったような回答をいただきました。残念に思っています。

実際に現地を見られて、実際に菩提寺のパーキングエリアから野洲川までの間、この区間、野洲市に名神高速道路が走っているわけです。現在、今の国交省の考え方は、ハイウェイは、通過している3割の自治体がただ通過しているだけだと。これからは、できるだけ使えるハイウェイにしていこうという考え方で、このスマートインターチェンジを設置していく。これは経費的にも安い。また、時間も早くできるということで、地域が、本当に自分たちが高速道路を生活の中に取り込んでやっていこうというまちであれば、基本的に考えていきたいと思いますということなのです。だから、2問目の回答で答えていただきたいのですが、現地を見てこの判断をしたかどうかということについてお伺いをしたい、このように思っています。

先ほども申し上げましたように、今回、市長が10月29日に企業立地促進法に基づく地域産業活性化計画の同意書をいただかれまして、野洲市としては、やはり企業立地を進めていこうということでもありますから、今、大きなチャンスだというふうに思っています。

それと、今回、合併をいたしまして、琵琶湖から三上山まで、海と山が一体になった野洲の観光振興、野洲のまちづくりを進めていこう、こういう中で、鮎家さんなら鮎家さんにお越しになったお客様が栗東のインターチェンジへ出るのではなく、野洲のインターチェンジから野洲市内を縦断されることによって野洲のまちの中がもっともっと活性化していくという思いで、観光振興にも本当にいいな、こんな思いがあります。

それともう一点、私がスマートインターチェンジを設置してほしい理由、大きな要望の原点というものは、近江富士団地を本当に住みよい団地にしていくということが野洲市にとっての責任であるということから申し上げるわけなのですが、今、近江富士団地では、65歳以上の方はもう30%を超されています。昭和50年前後に近江富士へお住まいになりましたから、大体私の年代が一番若い方、それ以上の方がお住まいですから、もうまもなく都市部の中での限界集落になってくる。こういう状況であります。

現実に、マーケットが撤退をいたしました。このマーケットの撤退のときも、旧の野洲町であります。やはり取り組みに失敗したな、このように思っています。売り主である県の住宅供給公社に、再度、売り主責任としてマーケットを設置するというのが野洲町として責任ある態度ではなかったかなというふうに思っていますが、今となってはできないのですが、そこには新たに住宅開発がされるということで、若干、近江富士団地の高齢化

を下げていただくということで、新しい面があるのですが、本当に都市部の中に住んでいながら、なぜ限界集落になってきたのかということを一生涯懸命考えていただかなければならないと思うのです。

この三上地域は、先ほども申しあげましたように、市街化調整区域でありますから住宅の開発はできません。そこへ近江富士団地という900からの大きな団地をおつくりになりました。隣接して住宅を開発していったとしたら、マーケットもある、また、交通網も充実していくということができたのですが、ただ1つ、近江富士団地をつくっただけで、それから何の手も入れていない。道路も本当に渋滞をしております。道路渋滞の問題については、何とか野洲甲西線の道路渋滞を解消していただきたいということでお話をしていたのですが、三上小学校の交差点の改良すら進まずに、時間差の信号機がやっと付いただけであります。この何年間か、本当に何一つやっけていただけていない。

この現状の中で、何とかこの道路渋滞を解消していかないことには、近江富士団地には若者世帯が居ついてくれない、流出してしまうということで、何とか若者がこの近江富士の団地に、お父さん、お母さんと一緒に世帯を持って生活ができるような基盤をつくるのは、道路の充実でありますし、道路渋滞の解消であります。ところが、8号バイパス、まずありきということで、何ら要望をしても、8号バイパスができないことには何一つ解決しないということで一つも手を入れていただけていない。

そんな中で、スマートインターチェンジは、1つでも近くにインターをつくることによって、たまたま栗東インターにしか行かない車が一般道路、8号線を走っている、それが、野洲のインターチェンジを使うことによって少しでも道路の渋滞が解消していくのではないかと。こんな思いが根底にあって申しあげているわけなので、この辺の問題を、本当に自分たちが市の行政の課題として持っておられたら、現地を見て、そうだな、一緒に考えましょうというのが当たり前ではなかったかというふうに思って、本当に誠意のあふれた回答に感謝をしているわけです。

それで、申しあげますが、国道8号バイパスの完成以外は、この道路渋滞については何ら対応できないということでおっしゃっておりますが、8号バイパスが建設され、供用開始することができる、これについては、あと何年かかりますか。これについてお尋ねをします。

続きまして、現地を見られたら、パーキングエリア利用でなくても、例えば野洲川に向いて京都、大阪方面だけのハーフインターチェンジなら、本線接続型でできるのではない

かというようなことも思いますし、また、第二びわこ学園の周辺にハーフのインターチェンジをつくっていくということも可能ではないかというふうにも思いますが、その辺について、ハーフも含めてこの議論をされたのか、また、総合計画の中では、先ほど申し上げた近江富士団地の活性化のために、総合計画では近江富士を何とかしていこうというような対策が見受けられませんでした。例えばこの総合計画の中心にインターチェンジの設置というものを置いておいたら、その辺は一定の前進も図れていたのではないかというふうにも思いますので、総合計画の議論の中でこういう問題はどのような議論をされたか、具体的にお教えいただきたいと思います。

続きまして、本年の1月に竜王町さん、今、竜王インターチェンジがあるのですが、さらに、竜王のバスストップのところにスマートインターチェンジをつくりたいということで、野洲市に対しましては協力要請をされたというふうに伺っておりますが、そのとき、野洲市としてはどのような対応をされたのか。また、湖南市についてはどのような対応をされたのか。現実には、野洲市にとりまして、湖南市にとりまして、竜王のスマートインターは竜王インターより八日市よりということでありますから、何のメリットもないから、これは協力できないというような回答をされるのはよく理解はできるのですが、では、そのときに野洲市と湖南市は、自分たちの問題として、竜王がこんなことを言っているのだたらうちも何とか手を挙げて考えないといけないというようなことを、言われた段階でお考えになって、2市の担当者がどのような対応をされたのか。それについて具体的にお教えいただきたいと思います。

続きまして、社会実験の問題であります。社会実験、国交省の近畿地方整備局道路部道路計画課第2課というところが今の社会実験に関する担当でございますので、こちらの方に問い合わせをさせていただきました。野洲市のご担当の方は、社会実験ももう長いこと続かないというようなこともおっしゃっておりましたので、私も若干心配をしておりましたが、このご担当に聞かせていただきましたら、本省から制度を廃止するという考え方の連絡はありません。現実には、今、道路特定財源が一般財源化されるどうのこうのというような中で、国交省としてはやはり道路特定財源を守っていききたい。その中で、それぞれのまちが自主的に自分たちのまちの道路をよくしていきたいという思いには100%応えていこうというのが国交省の考え方ですから、やはりこのチャンスを逃すということについては惜しいというふうに思います。

そういうことで、社会実験に対しまして、例えば、野洲の市民の皆さん方がいろんな議

論ができる、そういう中で企業の方々、観光事業者の方々、また商店の方々などが「これはもう一度考えた方がいいのと違うか」というようなご意見があったとしたら検討する可能性があるのかどうか、これについてもお尋ねをしたい、このように思います。

それと、スマートインターチェンジは、基本的にはパーキングエリア、サービスエリア、バスストップであります。この3月に社会実験が終わりました水戸の北インターチェンジにつきましては、本線直結型の社会実験をされております。幾つか、本線直結型ということも私も聞かせていただいておりますので、この辺について、本線直結型がいいのなら、南櫻の地先で、野洲の中で可能性としてあるのではないかというふうに思いますので、どうかこれについても、どのようにお考えかということをお尋ねしたいと思います。

続きまして、小学校の適正規模化についての取り組みであります。私、これを聞かせていただきましたのは、基本的には、野洲小学校が大規模校になっていったときに、野洲学区の中で分離独立して新しい小学校をつくっていく財政的なもの、また、土地の問題を含めて、これは非常に難しいと。それなら、ここ何年かのうちに早目に手を打っていかないことには、1,000人、30学級を超したときに、運動場で芋の子を洗うような子どもたちの姿を見る、これは非常に残念なことです。だから、早目の取り組みをしていただきたいということでご提案をさせていただいています。

先ほど、野洲小学校につきましては850名ということでお聞かせいただきましたが、桜生、中畑の区画整理事業が完了しますと、1,000名の住民の方がお住まいになると。そして、市役所の裏、ここについても、ちまたのうわさでありますので申しわけないのですが、100戸ぐらいの家が建つのではないかと。これですと300人ぐらいの住民がお住まいになる。そして、ほほえみの湯の周辺にマンションが建ってくるといいますと、実際、2,000人ぐらいの人口が野洲にふえてくると。この10%が野洲小学校の子どもさんになるとしたら、850は1,050になってしまいますね。15%ですと300人ふえますから1,150人です。だから、こういうふうな状況が目の前に近寄ってきます。しかし、その住宅の皆さん方にしても、20年、30年経ってきますと、田舎の地域の場合ですと3世帯がずっと一緒に生活していますが、どうしても子どもの数も減ってきてそういう形になりませんから、20年後になったら子どものいない住宅になってしまいますので、やはり少子高齢化というのは野洲小学校の学区でも続いていくということになりますと、小学校を建てるのはもったいないなというふうに思いますので、何とかその方法を考えていただきたい。このように思っています。

それで、市長にお尋ねをしますが、市長におかれましては、1,000名を超したときに、野洲小学校を北野小学校と分離をされたときもよく現状を知っておられると思いますが、どのような方針を市長としてはお持ちなのか、この点についてお聞かせいただきたいと思っています。

それと、特認校の問題であります。篠原小学校につきましては、市長がご計画になっております今回の企業の産業活性化計画でいきますと、篠原駅前周辺については住宅が張り付いて、一定、篠原小学校については、今後、ふえていくというような状況も予想されるのと違うかなというふうに思っております。三上の場合には何も変わりませんので、ぜひ三上小学校を特認校にさせていただきまして、同じ野洲中学校区でありますから、野洲の子どもたちを受け入れる特色ある教育をしていくということが必要かなということで考えておりますので、特認校の制度と学校選択制の是非について、もう一度、教育長のお考えをお伺いします。

以上です。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 市長にということでございますので、まず、スマートインター。これは私にとってみたらにわかにおいてきた話でございます。野洲市が誕生したときの道路計画は、やっぱりこっちは東近江幹線をもとに竜王インターへ抜けようと。そして、8号バイパスをこっちに向けていこうと。こういう道路幹線の規模を持っていたのですが、今こうして新しく話題が出たということは何かあったのではないかと思うのですが、物理的に、我々もそういうことは考えておりました。今、話の中に出なかったのですが、水口栗東バイパス、いわゆる1号バイパス、これは、今、工事して来年の4月から通す。物理的に無理だろうと思うけど通すという。そこに、野洲川を渡って西行きのーフインターができるのです。あそこからぱっと高速へ上がれる。東向きはできない。西行きだけができる。バイパスをつくって、栗東まで回らなくてもいいということです。

それともう一つ、竜王のインターを、これはスマートインターなのですが、現在のインターチェンジとインターチェンジの間には1個しかつからないという原則があるそうですよ。だから、竜王が手を挙げ、東近江、もとの蒲生が手を挙げられた。ここをいろいろと様子をお聞きしたら、竜王はインターから距離が短かった。

それともう一つ、一番肝心なことは、おりた道路が少なくとも国道か県道でなかったらいけないということです。おりること、乗ることはできても、下の道が狭かったら、そこで

渋滞の麻痺が起こるといような条件で、だから、甲良のサービスエリアのところにはできると思いますよ、これは八日市、彦根間で1つですから。

そういう物理的なことをずっと勘案して我々は取り組んでおるのですが、私、湖南省の市長にも話をしました。過去に菩提寺のパーキングを拡張しようとした。おっしゃるように下りが狭いのです。そうしたときに、地元には了解が得られなかった。だから、多分そのインターも無理でしょう。少しも野洲市の土地がないわけです。確認をしています。

しかし、本当にするなら、もう一つあるのです。これは南櫻地区の人に申しわけないのですが、高速道路ができたときに平面図を見てごらんください。栗東のインターから八重谷に入るのにぐるっと高速道路が回っています。南櫻の山手を通った。これは何だったのだろう。これは道路公団、絶対に忘れていませんよ、そこまで言ってやめますけど。

そういう悪条件が野洲市にあるのです。だから、近江富士団地と南櫻の集落の真ん中に高速道路が付いていたら、藤村さんがおっしゃることが一遍にできます。もうやめておきます。

そういうことをございますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

それと、おっしゃる大規模校で800人が、ここがふえ、あそこがふえてきたら1,000人超すではないかと。おっしゃるとおりだと思うのです。

しかし、北野小学校を分離したときの話題が今残っております。だから、北野小学校と野洲小学校を足して2で割った方がいいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（島村平治君） 藤村議員の再質問の中で、国道8号バイパスの供用開始時期がわかればということでございますが、現段階では、供用開始までの具体的な計画、スケジュールといったものは明確ではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

通常、こうした大きなルートを新設する場合には、やはり前回の議会でもいろいろな方からご質問をいただいた中で、今、ようやく基本的な測量等ができて、基本設計、次に詳細設計ということで、その後、詳細設計が終わってから用地買収ということになります。そうした中から、現在、19年度におきまして測量業務、調査業務を終えまして、基本設計を20年ぐらいに行うということで、その後、詳細設計等を詰めていき、順調に買収等をさせていただければ、前回の議会でも答弁させていただいたように、25年ぐらいには着工ができるのではないかとこの考えを持っております。

その中で、国等に確かめますと、やはり 8 号バイパスは 1 けた国道ということでございますので、そう長く工期を置いた事業調整ではなしに、できるだけ短期間に工事をするというを言うておられますので、今のところ、そういう状況でございますので、ご理解いただきたいと思ます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 藤村議員の再質問にお答えをいたします。

まず、三上小学校あるいは野洲小学校に關しまして、特に私が思っていますのは、小規模校、大規模校もそうですけども、議員は両方にデメリットをおっしゃっていますけれども、小さい小学校、いわゆる小規模校のメリットも私はあると思っています、それは詳しくは説明しませんけれども。

それから、もう一つ、学校選択制でございますが、これはいろんな種類がございまして、もしも議員のおっしゃる方向でということになりますと、特定地域選択制というのがあります、これはどういうことかという、今までの通学区域は残したまま、特定の地域、だから、野洲小学校と三上小学校の間のどこか特定の地域を決めまして、ここの子どもさんはどちらへ行ってもいいですよというような、これが特定地域選択制でございます。導入するならこういうことになるのかなと。

特認校制というのがございますが、これも、今までの通学区は残しておく。そして、特定の学校、だから、三上小学校なら三上小学校ということ認認しまして、そして、三上小学校へは市内のどこからでも行けるといようにするのが特認校制度ということでございます。

いずれにしても、かつて過去に野洲小学校が北野小学校と分かれましてね、分離しました。その後、ご存知だと思のですけれども、やはりいろんなしこりが残りまして、最近は何も言わなくなりましたけども、いろいろございました。学区と呼ばないで地区と呼んだり、そういうこともございました。

そのようなことで、やはりこれは慎重に考えていくべきであるというふうに思ます。関係者が寄りまして、一度、検討会をしてみてもどうかかなというように思ます。現時点ではそういうようなことでお答えとさせていただきます。

以上です。

○議長（林 克君） 藤村洋二君。

○6番（藤村洋二君） 市長から歴史の話も含めてインターの件についてお話をいただきましたが、私自身としては、先ほども皆さん方の中でお話しした思いもございまして、現実には、過去のことは過去の事として、今の道路特定財源の問題も含めて、国交省の対応も変わっておりますし、当然、高速会社につきましても変わっております。そういうことでもありますので、ぜひ県、また高速会社、市民の皆さん方、いずれにしろ協議会をつくる前には、その勉強会をしないとイケないわけですから、こういう勉強会を立ち上げていって、その中で、市長が今おっしゃったような過去のこともどのように乗り越えていけるのか、やはり乗り越えられないのか、そういう問題を整理していくということが必要ではないかなというふうに思っておりますので、この辺の勉強会を、今後、やっていくという方向に賛成していただけるのかどうかということについてお伺いしたい、このように思います。

といたしますのは、このスマートインターチェンジ、ご回答されたのですが、ご回答は恐らく担当の方が一方的に頭の中で整理をして回答されている部分もあって、市民の皆さん方にお聞きいただいて、その中での判断ではないだろうというふうに思っておりますので、この辺については、ぜひ一度お考えいただきたいな、このように思っております。

それと、小学校の問題であります。私、先ほど申し上げた大規模校、過大規模校ができていく、こういう中で、2校目をつくっていくということについては、財政的にも、今後の人口の推移から考えても、非常にもったいない、こんな思いがございましたので、このところははっきりしていかなければならないし、そのためには、できるだけ早目の対応をしていかなければならない、このように思っておりますが、それと同時に、こういう機会に、今までそれぞれの学校で教育指導要領や、また、そういういろんな規則にのっとった教育しかできていなかったのを、学校独自で特色ある教育を実施していくことによって、その学校が本当に1つの大きな野洲市の目標になって、それぞれの野洲市の教育が改革されていく、こういう機会にするために、三上を小規模認定校にというお話をしていたわけなのです。ぜひそういう機会にしてほしいということなのです。

横浜は、「パイオニアスクールよこはま」ということで特認校制度と大規模校を併用しながら、横浜市としては「公募型で学校が特色ある教育をした場合には学校選択制でこの学校へ行っても構いませんよ。ここはこんな教育をしておられます。それについては、教育委員会は一生懸命応援します。場合によっては特区申請までもしますよ」というような対応をして、大規模、過大規模校の解消と同時に、学校をそれぞれ光る学校をつくっていこ

うということでやっておられるわけで、ただ単に過大規模校をどうしようということではなく、これをチャンスととらえていただければいいかなというふうに思っています。

三上の小学校、今年も音楽劇をされました。郷土の教育の資源であります、この場合は一揆を題材にした劇をされたのですが、「来年度からは、実際にそれをさらに進めていった三上小学校づくりをしていきたい。音楽というのは一人ひとりが情操を確かに大きなものにしていく。美術だったら1人でもできる。書道なら1人でもできる。しかし、音楽は一人ひとりが一生懸命やりながら、みんなと力を合わせてやっていかないことにはだめだ。そして、その中で自分を思いやり、相手を思いやる気持ちをつくっていく、そんな学校づくりをしたい」というような思いで、今、三上小学校は来年度の希望をされているわけですが、これ、横浜市は「本当に特色ある学校だ。あなたのところは特認校で、財政的な支援もやりますよ」というようなことをおっしゃると思うのです。

だから、もし今の段階で三上の小学校が「教育長、小規模認定校に認定して下さい。私のところ、一生懸命やります」と言ったときに、教育長はどのような判断をされるか。これは文科省は関係ないことで、教育委員会としてどういう判断をされるかということなので、それについてご判断をお聞きして、野洲の教育がさらに発展することをお願いしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 今まで、ご存知ですか。「3郡3町のかなめをなす希望が丘は」ということを言ってきました。もともと3町開発協議会というのがあったのです。ところが、その開発という言葉が時代的にもう合わないだろうということで、今、協議会を持っておりますので、わざと新しい協議会をつくらずとして、その中で道路網の整備、あるいは連携をどうしよう、交流をどうしようという協議もいたしておりますので、そのことも、将来、そういうご意見がございますので話題に上げていけばというふうに思いますので、新しくつくる必要はないのではないかな、こんなふうに思います。

それと、大規模校のことについて私はお答えしたのであって、三上小学校は我が母校でございますので、そういう観点で論戦をするなら、また、論点を変えてお話をしたいと思えます。

それと、8号線の問題も、藤村さんも地元、私も地元なのですが、ここまで遅れて、工事が遅々として進まない。このことについては私も責任を感じておりますので、やっぱり

一日も早く、市民の皆さんに迷惑をかけないように、少なくとも琵琶湖大橋取り付け道路までは橋をかけて、向こうへ出られるような方法をとっていただこう、こういう思いで国交省にはお願いをしていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 克君） 暫時休憩。

（午後 3 時 27 分 休憩）

（午後 3 時 27 分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○市長（山崎甚右衛門君） 専門的には非常に技術の高い話ですから、向こうが、そしたらつくろうかというときには市民の皆さんのご意見も聞かないといけないけれど、そこへ至るまでにはこれは相当な時間もかかるでしょうし、ちょっと専門的に寄って連携をとれば、こういうふうに思いますので、ご理解をいただいております。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 藤村議員の再々質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃっております特色ある学校づくり、私は大賛成でございます。それぞれの学校が特色を持って、それぞれの学校の先生が意欲を持って教育なさってくれる、これほどうれしいことはございません。それと特認校の関わりでございますけれども、必ずしもそれとドッキングをしないと特色ある学校づくりができないかと。そうでもないとは私は解釈をしております。したがって、大規模校は大規模校のよさがございまして、小規模校は小回りがきいて、いろんな工夫ができます。特色は持たせやすいということもあります。

ただ、私がちょっと心配するのは、Aという自治会の子どもが野洲小へ行く子、それから三上小へ行く子というふうにもしものなったとき、その在所の中で、ちょっと何か人間関係や、あるいは、ごく少数の、1人、2人の子どもが三上小へ行ったとすると孤立をしないかとか、ちょっとそういう心配があるわけですが、それを温かく受け入れるのも教育ではございますけれども。

そういうこともありまして、先ほど申し上げましたように、一度、検討会を立ち上げたらどうか、こんなことを思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 次に、通告第5号、第4番、内田聡史君。

○4番（内田聡史君） 4番、内田聡史です。昼食を終えて恐らく一番つらい時間帯だと

と思いますが、よろしくお願ひいたします。

私は、今回、CSRについて質問をさせていただきます。けさから、「CSRっていったい何だ」と多くの方から聞かれましたので、ちょっとCSRについて説明をさせていただいてから入らせていただきたいと思います。

CSRとはコーポレート・ソーシャル・レスポンシビリティーの頭文字をとった略であり、直訳すると「企業の社会的責任」といいます。

CSRの概念は、持続可能な社会を目指すには、行政、民間、非営利団体だけでなく、企業も、経済だけでなく社会や地球環境などの要素に責任を持つべきであるという考えのもとに成立したものであります。

簡単にいいますと、企業が社会的責任を果たすことにより、それが企業価値を高めるものでありますから、企業にもメリットがある、企業も地域社会に貢献しなさいという考え方であります。

近年、企業による不祥事が多発しております。耐震強度偽装、食品の偽装表示、不正表示は連日のように起こっております。企業活動が社会全体にもたらす影響は大変大きなものになっており、世界各国でCSRに対する認識や取り組みが高まっております。

また、CSRに関するISO規格も決定し、企業側にしてみればCSRは大変重要なものとなりつつあります。

CSRの対象とされている領域は、人権・労働基本権の保護、雇用、安心・安全な製品・サービスの提供、公正な競争条件の確保、地域社会への貢献、環境問題への対応、透明性のある統治機構や情報公開など極めて広範囲であり、企業に求められるCSRの具体的な内容は、事業内容や活動を行う国や地域特性などによって多種多様であり、さらには時代によっても変化するものであります。

これまで、企業はよいものを安く提供できれば、企業としての責任を果たしているという考えであり、多くの利益を生み、雇用を創出し、多額の税金を支払うことが企業の最大の社会貢献だと考えてこられたのが、時代の変化により、社会からの評価と共感を得た企業が大きく飛躍し、生き残っていく時代へと変わってきています。

今後、地方自治体は、企業に対して、地域社会の一員として責任を求めていく必要があると考えます。そして、普及活動や啓発活動を通じ、少しでも多くの企業や市民の方々に社会経済活動の中でのCSRの重要性を広く浸透させることが大切なのではないのでしょうか。

本市におきましても、数多くの事業所があります。これらの事業所がCSRに取り組みやすい環境を整備することが、今後、必要になってくると考えますが、本市におけるCSRの取り組みの現状や、今後どのように推進されるのか、見解をお伺いいたします。

以上です。

○議長（林 克君） 政策監。

○政策監（山中清嗣君） 内田議員のCSRについてのご質問にお答えいたします。

議員が指摘されていますように、近年における企業活動が社会にもたらした恩恵として、物質的な豊かさや生活の快適さが挙げられますが、一方で、議員がご指摘のとおり、企業の倫理観や地球規模の環境問題など、企業の社会的責任としての取り組みが注目されています。

本市におきましては、野洲市まちづくり基本条例において、第11条、事業者の役割として、企業の地域社会への貢献など、社会的責任について定めているところであります。企業に対する地域社会の一員としての役割への期待は非常に高まっております。

現在までの本市における取り組みにつきましては、人権に関する意識向上を図るため、企業訪問を実施し、また、企業の積極的な環境問題への対応を可能とするため、工業振興条例に基づき、ISO取得費用の助成など、環境関連事業に関する助成を実施してきたところであります。

今後、事業所がCSRに取り組みやすい環境を整備し、地域社会に貢献していただくため、まちづくり協働推進センターを核といたしまして、まちづくり情報の共有や市民活動団体との連携など、協働のまちづくりの実践に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 内田聡史君。

○4番（内田聡史君） ただいま政策監がご答弁いただきましたように、協働のまちづくりには、地元企業の協力はなくてはならないと私も考えております。また、市民の方もそれを強く望んでおられると思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

そして、再質問ですが、商工課を管轄しておられる環境経済部長にお伺いいたします。

CSRを企業等に定着させるための方策やきっかけづくりは、今後ますます重要になってくると考えております。大阪府では、社会貢献、地域貢献に取り組む気運の高まりを受け、平成18年度9月に地域貢献企業登録制度を創設し、CSRの一環として企業が貢献できる社会貢献活動と大阪府の施策のマッチングを図り、効果的で効率的な公共サービス

の向上を目指して住民サービスを行っております。また、宇都宮市では、来年度中にも、市内企業がCSRを重視するよう、支援、推進の取り組みを導入する他、川崎市や摂津市においても、CSR制度と申しますか、取り組みの行政施策への反映を検討していると聞いております。

現在、CSRを行っているのは大手企業が多く、その各種企業のホームページを見ましても、CSRへの取り組み、考えは大変素晴らしいものであると感じさせられました。

本市におきましても、村田製作所野洲事業所におかれましては、CSRの一環といたしましてガスエンジン・コージェネレーション設備というものを導入されまして、年間で1,660トンのCO₂排出量削減をしておられます。また、昨年9月28日、篠原小学校3年生32人に対しまして環境教育を行うなど、CSR活動に取り組んでおられます。そして、先日オープンされました企業におかれましても、植樹というCSR活動を行っておられます。

このような中で、野洲市独自のCSR活動を推し進めるシステムの構築、行政サイドから企業に対し、CSRを意識した施策の展開を考えていかなければならない時代に差しかかっていると思われませんが、環境経済部長の見解をお伺いいたします。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（山田和広君） ただいまの内田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど政策監からお答えしましたとおり、当市では、10月に施行いたしました野洲市まちづくり基本条例の第3章第11条におきまして、事業者は地域社会への貢献など社会的責任を果たすという役割が定められております。市の中にはいろいろな部局があるわけですけれども、議員ご指摘のとおり、私ども環境経済部の中でも企業への働きかけを行っておるところでございます。

具体的には、本市の企業に対しましては、例えばCSRに関するガイドブックの配付によりまして、周知・啓発に努めております。

また、市と企業さん自らがつくられています企業人権啓発推進協議会というのがございますが、そこの共催で、経営者の方々を対象にしました、CSRをテーマとしました研修会も開催してございます。

それから、議員も今、幾つか例をおっしゃいましたけれども、県の方でもCSRに関する研修会をやってございまして、そういうところへの参加の呼びかけもさせていただいております。

今後におきましても、人権が尊重される職場づくり、それから、市民の人権擁護に関する社会的貢献活動に取り組むということを目的に野洲市企業人権啓発推進協議会が頑張っているらしいしますので、そこと連携しながら、市の方としまして、CSR活動につきまして、企業さんへの普及啓発活動に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 内田聡史君。

○4番（内田聡史君） ちょっと順番を間違えまして、紹介させていただきたいのですが、先月、第2回マニフェスト大賞というものが行われました。各新聞に載っていたのでご存知の方もおられるかもしれませんが、これは皆様ご存知の改革派知事で知られました前三重県知事の北川正恭氏が審査委員長を務められており、このマニフェスト大賞というものは別名を「地方議員の甲子園」と呼ばれているそうであります。今回は、338団体、547件の取り組みの中から最優秀アイデア賞を受賞された方がCSRの定着に向けた諸施策を発表されました。

先日、その議員さんとお会いして話をしていく中でCSRの重要性を教えていただき、今回、自分自身がCSRについて質問させていただいているわけであります。

その一部を簡単に紹介させていただきますと、入札指名業者の登録の際に、その会社がどんなCSRをしているかを聞き、入札時には、金額だけではなく、その活動を勘案したり、いわゆる政策入札の1つであります。事業所が金融機関に融資を申し込む際に、市がCSRを評価した認定証を発行し、その企業の信用を証明したりといった内容でした。CSRで得られる信用がこれから企業にとって大きな財産になり、それを行政が誘導していく必要があると講評を得ておられました。

いずれにしろ、企業のCSRへの取り組みの重要性が今後ますます問われる時代になってくると考えます。5万人の市で取り組むには大きな課題であり、先進的事例かもしれませんが、行政が先導的な取り組みを行って検討していかなければならないと考えております。

3問目の質問ですが、2問目に答えていただきましたので結構でございます。CSRにしっかりと取り組んでいただき、野洲市から最先端の施策を行なっていただけるよう、要望して終わらせていただきます。

○議長（林 克君） 次に、通告第6号、第8番、西本俊吉君。

○8番（西本俊吉君） 第8番、西本俊吉でございます。

平素より、市並びに市の教育委員会におかれては、市民の宝、子育て環境に対し、行政の立場からの積極的な取り組みを展開されていることに対して、まず敬意を申し上げます。

今回、しかしながら、今後の課題につきましては、いささか私なりに観点を持っていますので、この19年、第5回の12月議会の場において、一般質問として、今後の学童保育、いわゆる子ども教室と、今年、新たに取り組まれました放課後子ども教室の両方について、全般にわたり、お伺いしたいと思います。

最初に、こどもの家、学童保育所ですけれども、本年当初から2カ所増設され、480名から530名の50名定員増となりました。しかしながら、年度当初において既に100名を超える待機児童がありました。来年、20年度の学童保育所の申し込みを締め切っておられる現在の時点で、その募集結果と今後の対策をお伺いたします。

次に、子どもの居場所づくり、一般的に放課後子どもプランと言いますけれども、放課後子ども教室推進事業に関して伺います。

本市では、16年度から取り組んでおられる地域子ども教室に加えて、今年度当初から放課後子ども教室を事業としてスタートされました。ただし、今年度は夏休み、そして、これから訪れる冬休み、来春の春休み、いわゆる学校の三期休業における期間限定的な対応でございます。

平成20年度以降の放課後子ども教室についての具体的な方針、内容をこの場でお示ししていただきたいと思います。

また、その方針に基づく取り組みとして、あと3カ月余りで新年度を迎えるわけですが、市民への周知など、受け入れ体制はどのような進捗状況にあるのか、この点についてもお伺い申し上げます。

以上です。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（新庄敏雅君） それでは、西本議員の、今後の学童保育と放課後子ども教室についてお答え申し上げます。

平成20年度の学童保育入所申請について、平成19年10月22日から27日までの受け付け期間中の応募者は、学童保育所の定員530名に対し644名となり、この時点での超過人数は114名となっております。なお、昨年度の超過人数は129名であったことから、ほぼ同様の申請状況となっております。

放課後の子どもの居場所づくりでは、小学校1年から3年生は学童保育で、4年から6年生は放課後子ども教室に参加いただくことを基本に、2つの事業が連携あるいは補完しながら子育て支援を図ることが効果的であると考えております。

次に、放課後子ども教室の内容ですが、本年度は長期休業期間のみの開設として、地域の方々、また保護者の方々のご協力をいただきながら運営をしております。平成20年度につきましては、学童保育所の定員を超える申し込みのある学校区において、主に高学年児童を対象に、平成19年度同様の季節子ども教室とあわせまして、通年の子ども教室の開設を計画しております。

また、市民への周知につきましては、学童保育所の入所申請の審査を、現在、児童家庭課において行っておりますので、1月末を予定しております入所決定通知の中で、4月からの担当部署の変更、及び、定員を超えることになる児童につきましては放課後子ども教室への案内等ができるように進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 西本俊吉君。

○8番（西本俊吉君） 再質問させていただきます。

今、学童保育所においては、既に114名の待機児童が予測される状態だという、これは希望をとられた段階ですから、最終的に受け入れるという決定はなっていないかもわかりませんが、おおむねそういうような状態であるということ、今、ご答弁いただきました。

学童保育の本来のねらいは、いわば共働き等で留守家庭になるような子どもたち、そういうものを共同の場においてはぐくむ、そういう目的で設置されてあるものでございます。今度、文部科学省が取り組んでおります、そして、我が市においても三期休業で今年度取り組みました放課後子ども教室の推進事業と申しますのは、ややもすると安全・安心のために、一定時間、子どもを見守るというスタンスではないかなという感じがあります。ということは、その辺で子どもの受け入れ体制の大きな基本部分でのずれがあると私は認識するのですが、この点についてお答えいただきたい。

さらに、率直に申し上げて、子どもの居場所づくり、プランは大きいですが、実際、子どもの目線から考えると、不安定なままで、また新年度、スタートするのではないかと不安感を私自身も覚えております。去年6月に募集され、7月に慌てて、失礼な表現かも知れませんが、本当にぱたぱたと夏休みの受け入れをされた、そういう

経過もありますし、その辺の実施経過を踏まえての反省点もあろうかと思えます。

先ほども申し上げましたが、3カ月後に迫っていることに対して、果たしてこれでいいのであろうかと。文科省の言っているのは、ただ単に学童保育所の待機児童解消のためにという前提はないわけです。すべての子どもを対象として実施しなさいという1つの指針があるはずで。その辺について理解が得られるようなご回答をいただきたい。

それと、今、私が特に危惧しますのは、市長をはじめ、子育てがこれからの行政施策の一番大きな課題であるという表現を何回もされております。私も心からありがたいと感じながらも、私自身、約20年間、地域の子どもたちをお世話してまいりました。お世話というのか、関わってきました。(発言する者あり)

それは、やはりそういう中から学んだことなのですからけれども、教育長も教育の第一線で、小学校1年生から6年生まである学年を、あえて縦割り班という形、子ども同士のいわゆる先輩、後輩というのですか、そういう中できずなづくりを進めてこられた経過があります。

今、私が市内の学童保育所を見て回っていても、勉強する場において指導者が指導するのでなしに、高学年の子どもが後輩の学習のアドバイスを与えながら仲よくやっているという、そういう雰囲気、いわば本当の家庭でのあり方というのですか、それに近いものができ上がってきているのではないかと思います。

そこで、高学年を放課後子ども教室の方へ集中的にやりますとどうということが起こるのか。これは私が言うまでもなしに、教育長も感じておられると思うのですけれども、高学年同士で一定の器の中に入れ、やった場合には、子どもの成長過程において、また、低学年と違った非常にやりにくいというのですか、ちょっと気の弱いというのか、指導力等に、力関係が弱いというのですか、そういう指導者であれば、逆に言うと、きつい言い方ですけども、子どもはなめてかかるようなところもあるわけなのです。そういう意味において、そういう子たちだけを集中してやったら、教室が果たしてもつのだろうかという不安を覚えております。

だから、分団児童のように集団登校、集団下校はちょっと難しい部分もあるかもわかりませんが、やはり先輩である児童が後輩である低学年児童を指導していく、そういう形が望ましいのではないかと思います。そういうところで、野洲市の独自の、前向きに考えての結果と思えますけれども、この辺について改めてお答えいただきたい。

それと、1点だけ細かいところをお伺い申し上げますが、先ほど、全体で530名定員

に対して学童保育所644名、114名のプラスが出てしまったということなのですが、野洲市といえども学区がいろいろございます。例えば、その学区における児童数と、それから、実際の学童保育所としての機能上の受け皿そのものについても、学区ごとの温度差が大分きついのではないかなと、私は、これはただ感じている部分ですので、できましたら、この場で各学区単位での学童を希望されている人数、それをお示しいただきたいなということで私の再質問を閉じます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部次長。

○市民健康福祉部次長（新庄敏雅君） それでは、西本議員の再質問についてお答えをさせていただきますと思います。

まず1点目の、教室の受け入れ体制で、低学年と高学年というようなお話がありました。それとあわせて、子ども教室というものの違いというのも少し触れていただいたように思っておりますが、国では、平成19年度から文部科学省と厚生労働省が連携した形で、ご承知のように放課後子どもプランというのを進めていこうということで方向付けがされています。その中で、教育サイドでは放課後子ども教室、福祉サイドでは児童健全育成、学童を進めていこうということになっております。

今、各学童への希望が多いということで、その中で子どもの安全面、情緒面という部分を含めて、国の方では70人以下ということで、できるだけ小規模化もしていこうということが言われております。

当然、本市でも、今おっしゃるように、多くの申し込みがあるのです。申し上げましたように、基本としては、低学年の中で、本来学童が持っています家庭の役割をもう一度担っていこう、さらには、今、当然、有資格である指導員が、子どもの情緒面というのか、社会性も含めてきちっと見ていこうというのが学童で定められております。その意味では、1年生から3年生を基本とする子どもの関わりの中で、一定、子どもの成長を、次の子ども教室に行っても子どもがしっかりと受けとめていけるような関わり方もしてまいりたいと考えております。

また、高学年のみというお話がありましたけども、引き続き、地域子ども教室というのも教育委員会の方でも開催いただけるということも予定をしておりますので、ある意味では、この子ども教室なり、地域子ども教室を踏まえて、保護者のご理解もいただきながら子育て支援を図ってまいりたいと考えております。

あと、各学区での内訳ということですが、現在、644名の応募がある中で、野洲学区

ですと158名の方がご利用申請をいただいていると。三上が44名、篠原が57、北野が121、祇王が148、中主が116という形で、すべてにはほぼ定員を超えているという状況になるのですが、これにつきましては、先ほど申しました、ある程度、オーバーする方につきましては子ども教室の方で対応をしてみたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 西本議員のご質問にお答えをいたします。

1つは、放課後子ども教室が不安定な運営にならないか、ご心配をいただいておりますけれども、これにつきましては、今、鋭意、そういうことにならないように、特に指導者の確保に努力をしているところでございます。

それから、放課後子ども教室については、すべての子どもが対象ではないのか、こういうようなご質問がございました。それから、加えて、学校でやっていますように、縦割り班、いわゆる縦割りの人間関係、そこら辺を教育の中では重視しているのではないのか。そのことについて、学童と放課後子ども教室、上学年と下学年とに分けてしまうということについてのご心配だろう、このように思います。そこら辺について少しお話をさせていただきます。

まず、放課後子ども教室は学童保育の補完的な立場であるというふうにとらえて下さい。すべての子どもを対象にして募集をするという段階には、今、至っていませんし、県内でもそういうところはないようでございます。学童保育のオーバーした分、これを放課後子ども教室で補完をしていくと。そうすると、問題が起こってくる。何が問題かといいますと、上学年が放課後子ども教室へ行ってしまわないか。学童は困るではないか。こういうような心配が出てくるわけでございます。そのことにつきましては、そこで学童と放課後子ども教室が連携をする。あるときは融合をする。一緒に指導するとか。お互い知恵を出し合って教育効果が下がらないように、縦割りの活動が十分に今までどおり、できるだけできるように、そういうような知恵を出し合って検討していかなければいけないだろうな、こんなふうにとらえております。それが連携または融合でございます。

もう一度申し上げますと、放課後子ども教室は学童保育の補完をするものである。しかも、対象は上学年、4年生以上とすると。そして、あと、両方の事業が進むわけですが、進みながら連携、あるときは融合、こういうことで指導者が常に連絡をとり合って、幸い、来年度は青少年育成課が担当するということになりますので、連携や融合はしやすいとい

うふうに私は思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（林 克君） 西本俊吉君。

○8番（西本俊吉君） 再々質問に入らせていただきます。

今、教育長から、心配は要らないよと。平たく言えばそういう旨の回答を得ておりますけれども、連携と融合を図りつつも、それぞれの機関がやはり独自性を持っておりますね。だから、そこを越えてどこまでやれるのかという1つの、こっちは文部科学省扱い、片方はという形で分かれてまいります。そして、もちろん1人の方が兼務されて指導されるわけではないですから、その辺の融合は、そしたら、例えば今年、テストケースという言い方は適当でないかもわかりませんが、三期休業の少なくとも40日間にわたる夏休み期間中、どうであったかということの集約というのですか、結果、それをどういうふうに感じておられるのか、お答えいただきたい。

さらに、私が先ほど再質問のときに、ちょっと言葉を短くしたがためかわかりませんが、学童保育の生い立ち、今日まで形成されてきた経過は十分知っています。それぞれの中主、野洲第一、第二、北野、篠原、祇王第一、第二、三上、これだけの学童保育所があって、定数530なのですけれども、それぞれの学区の児童数と比較したときに、ただ、野洲や中主だけが児童数が多い。これは、にわか急増したわけではないのです。中主なんかはむしろ、児童数の最高のときは1,000名、900人台は軽く乗っていた状態があるわけです。むしろ横ばい現象に近いかなと。これから、都市計画等で、またどうなっていくかわかりませんが、中主の学童保育所の受ける規模は、いろいろ校舎の増築等をしていただいても90人です。約8人から9人の児童数に対して1名がお預かりできるという状態。野洲の第一、第二を合わせまして120名で、これで800ですから、大体6分の1。比較的余裕があるという言い方をしますけれども、児童数が200前後である他の学校で60名も受け入れられております。ということは、3名に対して1人の学童の受け皿があると。定員割れしている状態もあるようなのですけれども。

これ、私、先ほどお答えいただいた数字の中で、季節的に預かる人と通年化の中のその内訳を教えてくださいということを言い漏らしたもので、その辺なのですけれども、先ほどお聞きした数字の中からは、今申し上げましたような分子と分母の関係になってくると。

そういう意味で、放課後子ども教室は文部科学省としての取り組みの中で、確かに補完目的は間接的にあると思います。そういう意味では、やっぱり国自体が子育て支援の一環

としての施策を打ち出してきている、その気持ちもわかりますし、それは国民、市民にとって非常にいいことだと思います。でも、その辺で、子どもたちの異学年間というのですか、学齢を越えた交流やいろんなものを考えたときに若干問題がある。

特に、もう一度聞きますけれども、私、ここに、たまたま野洲市が出しておられる放課後季節子ども教室募集要項という募集のところに載っている文章を見てびっくりしたのですけれども、この募集されている中身、これは保護者にも示されていると思いますけれども、当然、学童の持っている福祉目的、いわば子育てについては、ただ預かるという観点の中で、若干ニュアンスが違うわけですけれども、このさまざまな体験、交流学習活動に加えて、「家庭の経済力にかかわらず」とはっきりと書いていますよ、学習機会を提供する取り組み、あくまでも学習ですね。だから、子どもの本当の意味での発達段階における家庭的なそういう何、社会的な味、そういうものを味わうことはちょっと希薄ではないかなと思います。

それと、何よりも怖いなと思いますのは、これは国の指導が誤っているのか、野洲市に、地域の子どもに対するさらなる温かみのある行政を展開しようとする意思がどこまであるのか、ちょっとわかりませんが、この募集要項のその他の項目のところ、その7番目に、児童にとっての学びの場、遊びの場であり、参加時間帯も各家庭、児童の自己管理、自己責任とするというようなこと、これはどういう中身なのか。事故があったとき、一切責任を負いませんよと言っている、裏返したらそういうことにつながるのと違いましょうか。私、この部分について、はっきりとお答えいただきたい。ただ、高学年だから危険性が少ないとおっしゃる意味で、高学年だから自分のすることは自分で責任をもったらいというニュアンスでこういう公文書をつくっておられたら、私は、非常に配慮が足りないというふうに考えます。

いずれにしても、最後にもう一度、教育長に、今後について、私は今年、6月だったと思うのですが、文教福祉委員の一員として、長野県を先進地として勉強させていただきました。そのときに駒ヶ根市へ寄せていただいた折に、駒ヶ根市から迎えて下さった教育長、私は、行政の中身云々よりも、あのバイタリティーある教育長の力というのですか、圧倒されるような思いで説明を受けてまいりました。市の部長も随行されていますので、その辺はお感じいただいたのではないかと思います。とにかく子どものことはおれに任せておくと。市長が何を言ってもおれがやるのだというぐらいの、また、市長もその教育長を信頼して、とことんやれというようなスタンスで駒ヶ根市は今日まで取り組んで

きておられます。

そういう感銘を受けたのですけれども、野洲市も、全国、まだまだ取り組みの不十分な中で、恐らく滋賀県内で通年化した放課後子ども教室というものは初めてではないか、同時スタートはあるかもわかりませんが、今現在、実際にそのものがある程度完成されているのは東京の都心部であって、教室がたくさん余っているから幾らでもできる。言うならば人の問題。野洲や中主、そういうところの、あふれるというのか、待機児童については、本当に預かる場所すら十分なものはできないと。そういう中で考えるよりも、まずは児童福祉法の原点の中から学童保育、子どものそういうものを、市長はこれ以上はふやさない、そっちでやるのだとおっしゃっているのですけれども、先ほどの市内におけるバランス等を考えていただいても、ただそれだけでいいのだろうか。もう一回、学童保育についてもしっかりと目を向けていただくことが大事ではないかなという、このような思いを申し上げながら、それぞれの立場でのご答弁を求めて、私の質問を終わります。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 西本議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほどと同じような答弁になるのですが、要は、来年度は学童保育と放課後の子ども教室、そしてもう一つは、先ほど出ていましてはたけども、地域子ども教室、これはコミセンを中心に土曜日、日曜日ですね。こういうような3つのタイプが展開されていく。その中で、学童保育と放課後子ども教室、これは補完の関係であり、連携を強くして融合もあり得るといようなことで、できるだけ保護者の皆さん方の期待に応えていくというふうにしたいと思います。

それから、募集要項につきましていろいろお話がありましたけれども、これは市民健康福祉部から説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 克君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。（発言する者あり）

暫時休憩。

（午後4時16分 休憩）

（午後4時19分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長。

○教育部長（南 喜代志君） 西本議員からの再々質問にお答えをいたしますが、募集要項に書いています自己管理というのは、それぞれの自分の健康や行動、そういうことは自分で管理をして下さいよ、そういうふうなことでございますので。

それともう一つ、学童保育所が生活の場というのに対しまして、子ども教室は預かりの場ではございません。そういう体験の場でございますので、そうしたことで周知をさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明12日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時20分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年12月11日

野洲市議会議長 林 克

署名議員 野並享子

署名議員 小菅六雄